

産業構造審議会知的財産分科会 弁理士制度小委員会報告書

「弁理士制度の見直しの方向性について」

平 成 2 6 年 2 月

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会 開催経緯

弁理士法は、平成 12 年に全面改正が行われ、その後も平成 14 年、17 年、19 年と累次の改正が行われてきた。直近の平成 19 年の改正弁理士法は平成 20 年に施行されたところである。

平成 19 年の改正弁理士法附則第 6 条では、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」として、施行後 5 年経過時点での見直しを規定している。

このため、弁理士法の施行状況に関し、幅広い観点から検討を行うべく、産業構造審議会知的財産分科会の下に弁理士制度小委員会を設置し、以下のとおり開催した。

第 1 回小委員会 平成 25 年 8 月 26 日（月）

議事：

- ・これまでの弁理士制度見直しについて
- ・弁理士法の施行状況について

第 2 回小委員会 平成 25 年 9 月 19 日（木）

議事：

- ・弁理士制度に関する各団体等の意見について

第 3 回小委員会 平成 25 年 10 月 23 日（水）

議事：

- ・弁理士制度見直しの方向性について（総論整理）
- ・弁理士の社会的使命について
- ・特許事務所・特許業務法人の在り方について（1）（大規模事務所）
- ・弁理士業務の充実について
- ・秘匿特権に関する取組の推進について

第 4 回小委員会 平成 25 年 11 月 27 日（水）

議事：

- ・弁理士試験の充実について
- ・実践的な研修を含めた研修の多様化について
- ・弁理士自治の充実について
- ・特許事務所・特許業務法人の在り方について（2）（小規模事務所）
- ・非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保について

第5回小委員会 平成25年12月26日（木）

議事：・日本弁理士会における自治等の取組について
・弁理士制度小委員会報告書（案）について

第6回小委員会 平成26年2月17日（月）

議事：・弁理士制度小委員会報告書（案）について

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会 委員名簿

分科会長

野間口 有 三菱電機株式会社相談役

独立行政法人産業技術総合研究所最高顧問

小委員長

相澤 英孝 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

蘆立 順美 東北大学大学院法学研究科教授

飯田 香緒里 東京医科歯科大学研究産学連携推進機構教授

市毛 由美子 日本弁護士連合会日弁連知的財産センター委員・弁護士

井上 由里子 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

河野 通洋 日本知的財産協会常務理事・DIC株式会社知的財産部長

小島 高城郎 日本弁理士会副会長

櫻井 武志 東京ブラインド工業株式会社代表取締役社長

高倉 成男 明治大学法科大学院教授

長澤 健一 キヤノン株式会社取締役知的財産法務本部長

野坂 雅一 読売新聞東京本社論説副委員長

古谷 史旺 日本弁理士会会长

南 孝一 一般社団法人日本国際知的財産保護協会理事長

八木 貴美子 知的財産高等裁判所判事

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに ······	1
総論 ······	3
1. これまでの弁理士制度見直し ······	3
2. 弁理士法の施行状況 ······	5
3. 知的財産をめぐる環境変化 ······	19
4. 取り組むべき課題 ······	21
制度改正の具体的方向 ······	27
第1章 イノベーションを支えるための業務基盤等の整備 ······	27
I. 弁理士の社会的使命の明確化 ······	27
II. 日本弁理士会に対する監督権限の緩和 ······	29
III. 大規模特許事務所の在り方（利益相反規定等について） ······	31
IV. 秘匿特権に関する取組の推進 ······	33
V. 非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保 ······	38
第2章 裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供 ······	39
I. 弁理士業務の充実 ······	39
1. 弁理士の相談業務について ······	39
2. 特定不正競争について ······	41
II. 小規模特許事務所の在り方（一人法人制度等について） ······	43
III. 弁理士に対するアクセスの改善 ······	47
第3章 グローバルな強さに貢献するための資質の向上 ······	49
I. 弁理士試験の充実 ······	49
II. 実践的な研修を含めた研修の多様化 ······	55
おわりに ······	59
別添	
I. 日本弁理士会における自治等の取組について（日本弁理士会提出資料） ······	61

1. 会員の処分に関する取組	61
2. 苦情等の受付に関する取組	64
3. 事務所内情報遮断措置（チャイニーズウォール・ルール）に関する取組	65
4. 小規模事務所の事業の継続性の確保に関する取組	67
5. 弁理士ナビの改良等による弁理士へのアクセス改善に関する取組	69
II. 平成 19 年法改正の附則及び附帯決議	76
III. 知的財産政策ビジョン及び知的財産推進計画 2013	78
IV. 平成 24 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」(一般財団法人知的財産研究所) のアンケート結果概要について	79

はじめに

弁理士制度は明治 32 年に導入されて以来、110 余年にも及ぼうとする歴史を持つ。弁理士法に基づいて国家資格として定められた職業専門家である弁理士は、現在では、1 万人を超え、大企業のみならず、中小・ベンチャー企業、個人事業主などの知的財産に関する事業活動の内外での展開を支えるなど、幅広い分野で活躍している。

経済のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっている。「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」(いずれも平成 25 年 6 月閣議決定)に位置づけられている『我が国が今後 10 年間で世界最高の「知的財産立国」を目指す』という国家目標の実現のためには、知的財産制度の重要な担い手である弁理士に、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

とりわけ、我が国企業の 99% 以上を占める中小企業にとっては、その革新的な事業活動や技術開発の成果を知的財産として活かすこと、すなわち、知的財産の創造・保護・活用についてのさまざまな可能性を持ちながらも、その具体化には自社における人材面・資金面をはじめとする制約がみられ、このような潜在的なニーズを掘り起こすような重点的な支援が必要とされている。このような支援において、個々のニーズに応じた、裾野広く、きめ細かな知的財産に関する専門サービスの重要性が指摘されている。

このように、これからの中長期的な国家目標である世界最高の「知的財産立国」を目指し、実現していく上で、その担い手としての人的基盤を整備することが喫緊の課題であると考えられる。

このような基本認識の下、本小委員会では、平成 19 年の改正弁理士法の附則第 6 条の 5 年後見直し規定と衆参両院の法改正の審議の際の附帯決議に基づき、改正法の施行後の運用状況を踏まえつつ、特に以下の観点を踏まえ、弁理士制度の在り方についての検討を集中的・精力的に行った。

- (1) イノベーションを支えるための業務基盤等の整備
- (2) 裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供
- (3) グローバルな強さに貢献するための資質の向上

本報告は、この検討の結果を取りまとめたものである。

政府においては、本報告を踏まえ、必要な調整を速やかに行い、弁理士法の改正をはじめとする適切な措置を講ずることを期待するものである。

総 論

1. これまでの弁理士制度見直し

平成 12 年に工業所有権の適正な保護及び利用の促進等の要請への適確な対応を図ることを目的として、弁理士の活動領域の拡大、量的拡大、質的向上を柱とする弁理士法の全面改正が行われ、その後も累次（平成 14, 17, 19 年）の改正が行われてきた。

(平成 12 年法改正の背景・概要)

平成 11 年に行われた工業所有権審議会法制部会知的財産専門サービス小委員会において、知的財産の戦略的活用の促進が知的財産政策全体の課題として挙げられ、その中で弁理士に関しては知的財産の戦略的活用を支える人材として期待されるがその量が極めて少ないとや、知的財産の契約、紛争処理等の場面における活動が十分にできていないことなどが指摘された。また、規制緩和推進 3 か年計画（平成 11 年 3 月閣議決定）において、「国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直す」と記載されるなど、業務独占規定・業務範囲の見直し、法人化の解禁を含め弁理士制度の改革が早急に求められていた。

このため、平成 12 年法改正は以下の方針で行われた。

- 知的財産に係る契約関連業務、紛争処理業務等の法務サービスに関して、ユーザーのアクセス改善、種々の資格者の能力を活かした多様なサービスの提供の観点から、弁理士業務についての規制の在り方について見直す。
 - (1) 税関における権利者側の輸入差止手続代理権の付与
 - (2) 裁判外紛争解決手続への関与の拡大
 - (3) 知的財産権のライセンス契約代理業務
- 若く有為な人材や技術士等他部門の専門家を知的財産専門サービスの中核的担い手である弁理士として効果的活用を図るとともに、十分な量を確保するため、弁理士試験制度を抜本的に改革し、試験負担の軽減、専門知識を有する者に対する試験免除等を導入する。
- 多様なユーザーのニーズに応える総合的なサービスを実現するため、弁理士事務所の法人化を解禁するとともに、地域中小企業等に対するサービスの充実・強化を図るため、複数事務所の設置を認める。

- 知的財産専門サービスに関するユーザーの選択可能性の拡大を図るため、広告制限や標準報酬額表の在り方について、必要最小限の規制を除いて原則自由とする。

(平成 14 年法改正の背景・概要)

知的財産関連の侵害訴訟件数が急増する状況において、知的財産専門の弁護士が不足し、産業界等から専門性の高い訴訟代理人の質的・量的拡大による紛争処理サービスの充実・強化が強く要請されていた。このような要請を踏まえ、平成 13 年に行われた司法制度改革審議会では、弁理士に信頼性の高い能力担保措置を条件に侵害訴訟代理権を認めるべきとの提言がなされた。そして、特許庁長官の私的懇談会「これからの中的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」の検討結果を受け、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、弁理士に対して工業所有権等に関する侵害訴訟代理権（弁護士との共同受任に限る）を、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で付与することとした。

(平成 17 年法改正の背景・概要)

平成 16 年に裁判外紛争解決手続（ADR）の機能を充実することを目的とした裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が公布された。また、同年の司法制度改革推進本部において、弁理士を ADR の手続実施者としてだけではなく、紛争当事者の代理人として活用することが決定されたことを踏まえ、知的財産関連紛争の ADR 手続における弁理士の代理権を整備することとした。具体的には、(1) 弁理士の ADR 代理業務の範囲の明確化、及び(2) ADR の代理業務に著作権に関する事件を追加した。

(平成 19 年法改正の背景・概要)

平成 19 年法改正は、平成 12 年改正法附則の 5 年後見直しの規定に基づいて平成 18 年に行われた産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会の検討結果を受け、以下の方針で行われた。

- 弁理士が有する専門的知見に対する多様なニーズに対応するため、弁理士が扱うことができる業務範囲を拡大する。
 - (1) 税関における輸出入差止手続について、特許権等の権利者側の代理業務のみならず、輸出入者側の代理業務についても追加
 - (2) 外国出願関連業務を弁理士の標榜業務として規定
 - (3) 特定不正競争の範囲の拡大

- 受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保するため、知的財産に関する大学院の修了者及び弁理士試験の一部科目の既合格者に対して、弁理士試験の試験科目の一部免除制度を導入する。
- 自己研鑽を怠り不適切な行為を行う弁理士による悪影響を解消し、また、近年の弁理士試験の合格者数の増加に伴って相対的にOJTの機会が減少することで実務経験が乏しい弁理士が増加し、ひいては出願人へのサービスの質が低下するのではないかとの懸念に対処するため、弁理士登録前及び登録後の研修を義務化する。
- ユーザーへの総合的な業務の提供主体である特許業務法人制度の活用を促進するため、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負うこととする制度を導入する。
- ユーザーによる弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促す。
- 業務独占資格である弁理士の責任を明確にするため、懲戒の種類の新設や懲戒事由の明確化を行うとともに、弁理士の名義貸しを禁止する。

2. 弁理士法の施行状況

(1) 弁理士の業務

ア. 出願手続等の代理等

(これまでの改正の概要)

平成 12 年法改正以前から、工業所有権の出願手続等には高度な専門的知識を要することから、その代理業務を行える者は弁理士に限定されていた。平成 12 年法改正では、権利取得後の手続のうち比較的専門性の低いと考えられるもの（特許料の納付手続等）の代理業務について、従来の弁理士の業務範囲を縮減し、多様な民間サービスの参入を促進した。

(施行状況)

平成 12 年以降、我が国への特許出願件数は毎年 40 万件を超える水準で推移していたが、平成 18 年以降は漸減傾向となり平成 21 年に大きく減少した後、平成 24 年まで毎年約 34 万件で推移している。意匠登録出願件数は平成 16 年の約 4 万件をピークに減少傾向にあったが、平成 21 年に下げ止まり、平成 24 年は微増の約 3 万 2 千件となった。商標登録出

願件数は平成 19 年の約 14 万 3 千件をピークにして、それ以降は 11 万件前後で推移している。

平成 24 年において、弁理士を代理人とする特許出願は、全体の出願件数の約 90% を占めており、実用新案、意匠及び商標登録出願については、それぞれ約 70% が弁理士を代理人とした出願であった。

他方、日本特許庁を受理官庁とした PCT 国際出願件数は急激な増加傾向を示しており、平成 24 年は対前年度比 12.7% 増の約 4 万 3 千件であった。意匠についても、日本人による外国への意匠登録出願件数は、リーマン・ショック直後に減少したものの、その後は増加傾向にある。商標についても、マドリッド協定議定書に基づく商標の日本から外国への国際登録出願件数は増加傾向にある。

平成 24 年において、弁理士を代理人とする PCT 国際出願及び国際登録出願（商標）は、それぞれ全体の出願件数の約 90% を占めている。

イ. 税関における差止手続の代理

（これまでの改正の概要）

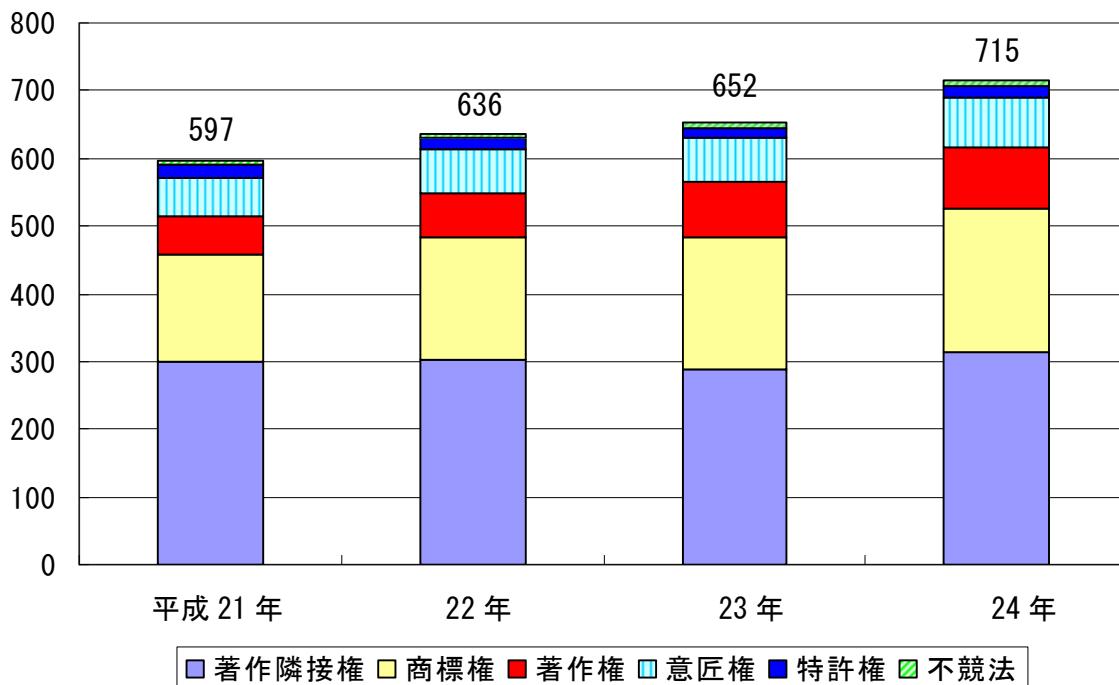
平成 12 年法改正では、水際における差止手続について、弁理士が輸入貨物の権利範囲や侵害の態様の技術的説明等を代理することによって、手続の円滑かつ効率的な実施に寄与するものとして、権利者側の輸入差止手続の代理を弁理士の業務とした。

平成 19 年法改正では、水際措置における輸出入者による税関長に対する手続に弁理士が関わることについて、弁理士の知見が活かせることができ立証されたことから、平成 19 年法改正により弁理士が輸出入者側の手続代理を行うことができるうこととした。

（施行状況）

平成 24 年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は過去最高となる約 2 万 7 千件となり、輸入差止申立件数も前年に比べ約 10% 増となる約 700 件に達した。輸入差止申立件数の構成比をみると、著作隣接権が最も高く（43.8%）、次いで商標権（29.8%）、著作権（12.7%）となっている。

輸入差止申立件数の推移



(出典) 財務省関税局公表資料を基に事務局作成

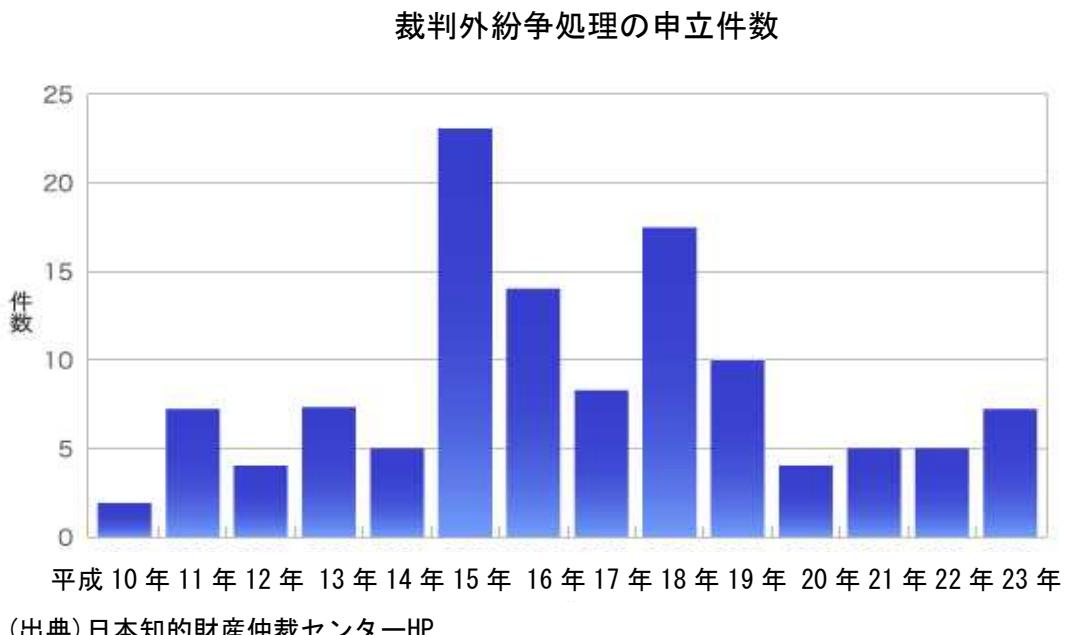
ウ. 裁判外紛争解決手続の代理

(これまでの改正の概要)

平成 12 年法改正では、知的財産に関する専門性の高い事件について、仲裁の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる専門的仲裁機関においては、仲裁手続及びこれに伴う和解の手続の代理権を弁理士にも認めた。平成 17 年法改正では、それまでの「仲裁」代理に代えて、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」で定義された裁判外紛争解決手続の概念を採用して代理業務の範囲を明確化するとともに、著作物に関する権利に関する事件を扱えることとした。

(施行状況)

平成 13 年に日本知的財産仲裁センター及び日本商事仲裁協会を裁判外紛争処理の業務を行う仲裁機関として指定し、弁理士による裁判外紛争処理の拡大を図った。平成 17 年改正後は、両機関において、著作物に関する権利に関する代理業務にも従事している。



二. 契約の代理、外国出願関連業務等

(これまでの改正の概要)

平成 12 年法改正では、工業所有権等に関する契約の媒介・代理業務やこれらに関する相談業務について、弁理士が職務として行うことができる業務であることを明確化すべく、弁理士の名をもって行う業務（標榜業務）として弁理士法に規定した。また、弁理士が契約の媒介・代理業務等を行う範囲には、工業所有権に関する契約に加えて、これに関連する業務として、回路配置、著作物、技術上の秘密（いわゆる技術ノウハウ）に関する契約に関する業務を含めた。

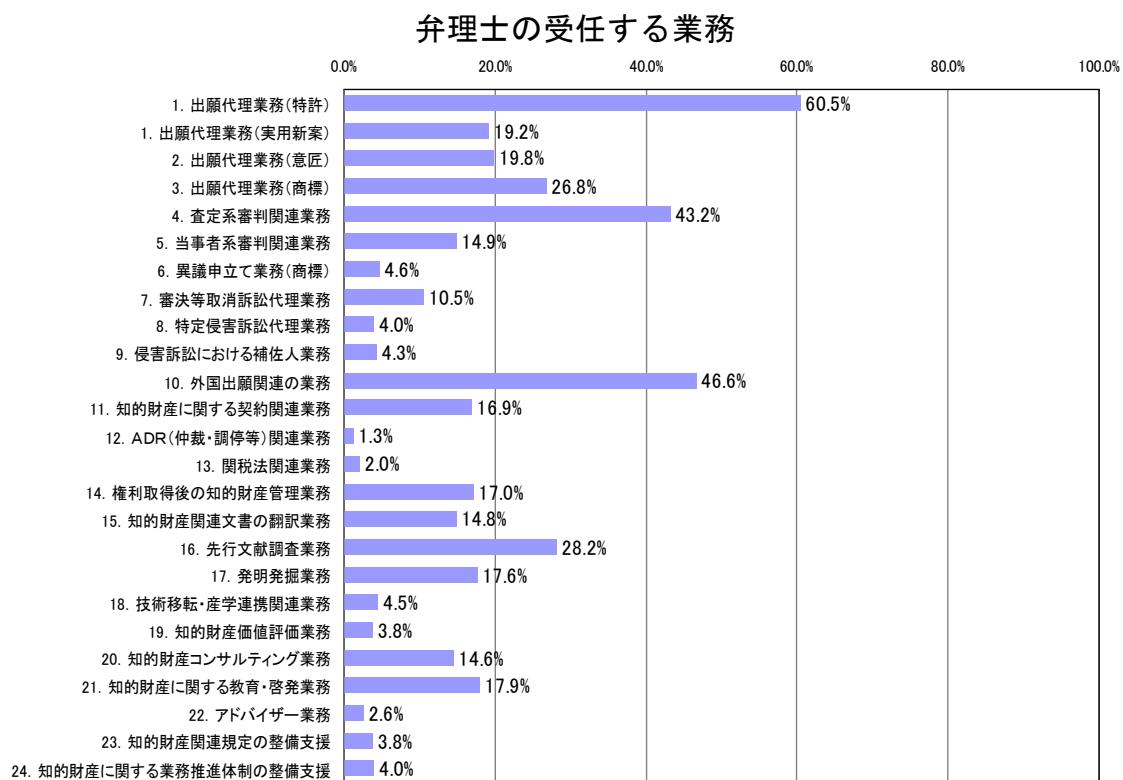
平成 19 年法改正では、企業の海外活動の拡大等に対応するため、日本の出願人が外国の有資格者を介して外国の行政官庁等へ工業所有権の出願等を行う際の当該出願等に関する資料及び翻訳文の作成業務、外国有資格者への媒介業務、これらに関する相談業務（外国出願関連業務）については、当該企業等の取組を支援する重要な業務であり、その業務の担い手として弁理士の活用が求められていることを踏まえ、これを標榜業務に追加した。

(施行状況)

平成 22 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士の育成のあり方に関する調査研究報告書」(NRI サイバーパテント株式会社) (以

下「平成 22 年調査」という。)において、弁理士に対し、前年に受任した業務についてアンケート調査¹をしたところ、アンケート調査年の前年に受任したことのある業務(複数回答可)としては、出願代理業務(60.5%)に次いで外国出願関連業務が多かった(46.6%)。また、工業所有権に関する契約関連業務も、一定の割合(16.9%)が受任されていた。

また、ユーザーによる依頼実績も、出願代理業務(87.4%)に次いで、外国関連業務(70.7%)が多かった。



(出典) 平成 22 年調査 p. 14

才. 裁判所における補佐人業務

(これまでの改正の概要)

訴訟の迅速化、権利の保護を十全とする観点から、平成 12 年法改正において、弁理士の「補佐人」としての業務を明確化することとし、民事訴訟法上「陳述」とは区別されている「尋問」を弁理士が補佐人として行い得ることを明確化した。

なお、弁理士が補佐人としての業務を行う範囲については、工業所有

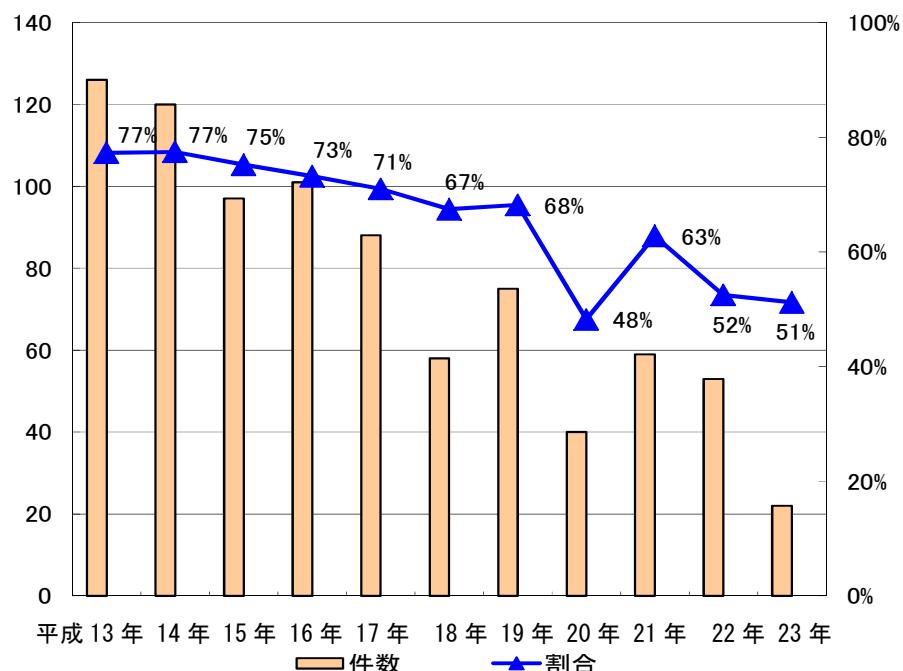
¹ 平成 22 年調査 p. 14

権に加えて、これに関連する業務として、回路配置、特定不正競争に関する事項についての業務にまで拡大されている。

(施行状況)

裁判所 HP の知的財産裁判例集によると、判決で終局した事件のうち、弁理士が補佐人となった知的財産民事訴訟（特許・実用新案・意匠）の事件数は、平成 23 年においては、22 件であった²。

弁理士が補佐人となった裁判例の件数と割合（特許・実用新案・意匠）



（出典）平成 24 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」（一般財団法人知的財産研究所）（以下「平成 24 年調査」という。）資料編 p. 421 を基に事務局作成

力. 特許権等の侵害訴訟の代理

(これまでの改正の概要)

特許権等の侵害訴訟については、平成 14 年法改正により、弁護士と共に訴訟代理人になる場合に限り、弁理士にも訴訟代理権を付与することとし、この訴訟代理権を付与される資格を得るためには、能力担保措

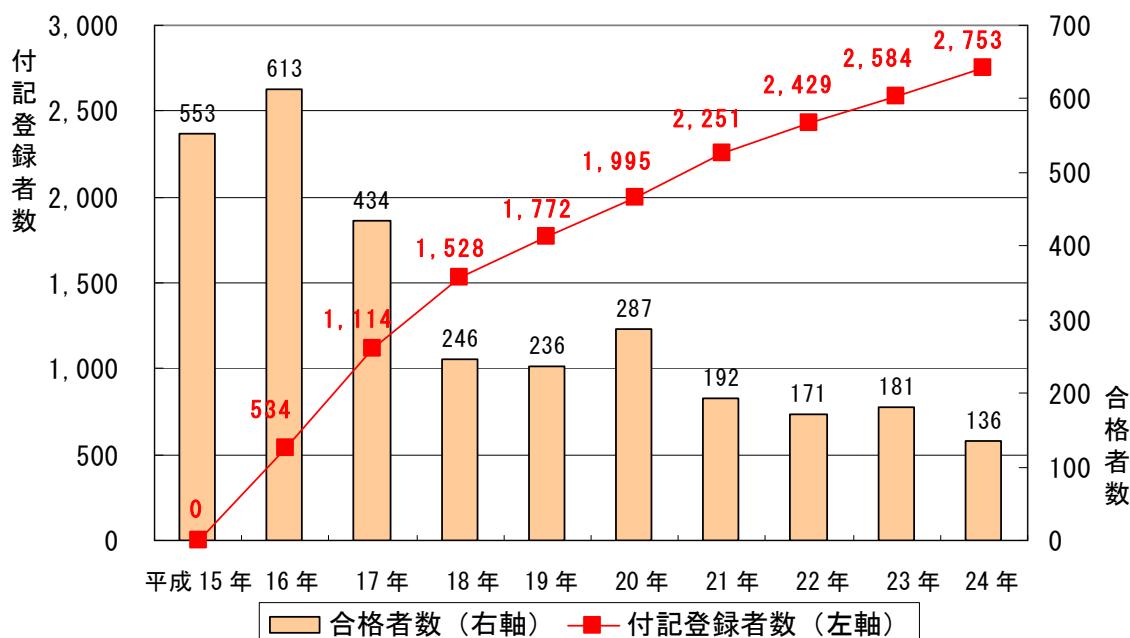
² その他の知的財産民事訴訟（商標権、不正競争、著作権）において弁理士が補佐人となった裁判数は、それぞれ 0/7 件、3/19 件、2/27 件であった。

置として、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修（能力担保研修）を修了し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格することを要件とした。弁理士の出廷については、共同受任している弁護士との共同出廷が原則であるが、裁判所が相当と認めるときは、単独出廷ができる。

(施行状況)

平成 15 年度から平成 24 年度の能力担保研修修了者数は 3,826 名で、同期間の特定侵害訴訟代理業務試験受験者数は延べ 4,962 名、同期間の合格者数は 3,049 名であった。平成 24 年末日時点の付記弁理士³数は、2,753 名である。

付記弁理士数の推移



(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

裁判所 HP の知的財産裁判例集によると、判決で終局した事件のうち、弁理士を特定侵害訴訟代理人とする事件は、当初は 10%程度であったが、平成 21 年には 53%を占めた。

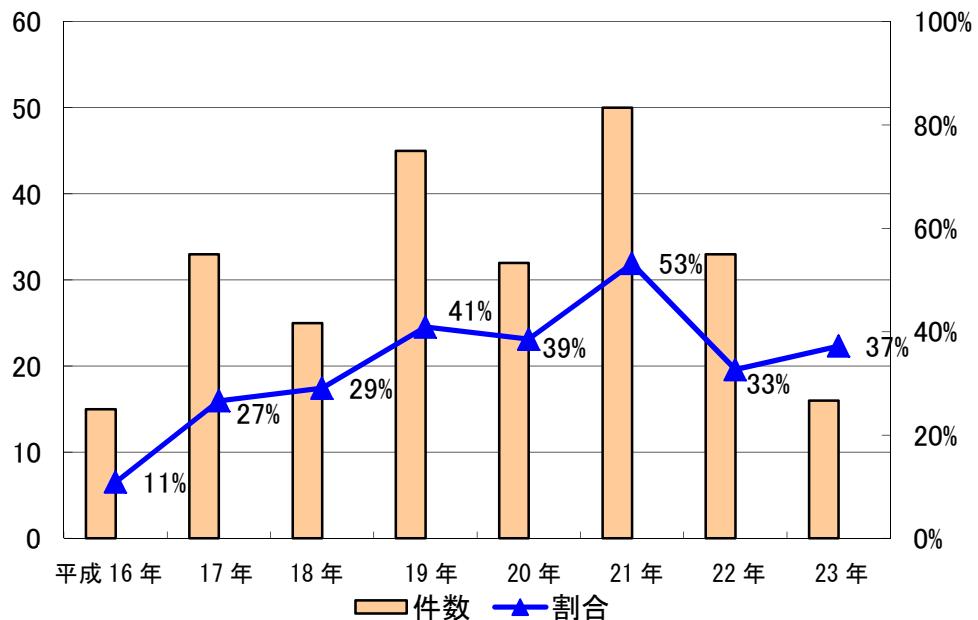
なお、日本弁理士会が行ったアンケート調査⁴によると、平成 24 年に

³ 弁理士登録簿に、特定侵害訴訟代理試験に合格した旨の記載を付記された弁理士のこと。

⁴ 平成 25 年 1 月日本弁理士会員アンケート(回収率 24.3%)

特定侵害訴訟代理人として訴訟代理を行った弁理士は 107 名、事件数は 332 件であった。

弁理士が共同訴訟代理人となった裁判例の件数と割合（特許・実用新案・意匠）



(出典) 平成 24 年調査 資料編 p. 421 を基に事務局作成

キ. 特定不正競争

(これまでの改正の概要)

平成 12 年法改正では、不正競争防止法に関する業務のうち、弁理士の業務との親和性が高いと認められる工業所有権に密接に関連するものや技術的性格を有するものについて、弁理士の業務とした。また、平成 13 年の不正競争防止法改正により新設されたドメイン名に関する不正競争行為を同年に弁理士の業務として追加した。

依頼者の利便性向上の観点から、弁理士の有する知見が適切に活用できるものとして、平成 19 年法改正において、原産地等誤認惹起行為のうち商標に関するもの、競争者営業誹謗行為のうち工業所有権等に関する虚偽の事実に関するもの、代理人等商標無断使用行為について、新たに弁理士の業務の対象とした。

(施行状況)

平成 24 年のアンケート調査⁵によると、特定不正競争のうち、弁理士が受任する業務は周知表示混同惹起（第 1 号）が最も多く、次いで同項 3 号の商品形態模倣に関する業務であった。

(2) 弁理士試験

(これまでの改正の概要)

平成 12 年法改正では、弁理士試験における受験者の負担を軽減し、若く有為な人材の参入を促進するため、論文式筆記試験の科目の大幅見直し（条約科目の廃止）等による試験内容の簡素・合理化、大学院修了者及び他資格の保有者への一部試験免除を導入するとともに、著作権法等新規業務に必要な試験科目を追加した。

平成 19 年法改正では、受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保するため、①短答式試験について、大学院の課程を修了した者であって工業所有権に関する科目の単位を修得したものについて、当該課程の修了から 2 年間に行われる同試験を一部免除し、同試験合格者についてはその後 2 年間に行われる同試験を免除することとした。②論文式試験については、必須科目と選択科目とで個別に合否を判定し、必須科目については合格者について 2 年間、選択科目については合格者及び大学院等の論文審査合格者について永続的に、それぞれ免除を認めることとした。

なお、平成 19 年法改正の附帯決議において、工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にする措置を検討するよう決議されたことを踏まえ、弁理士法施行規則に工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を問う趣旨を明確化した。

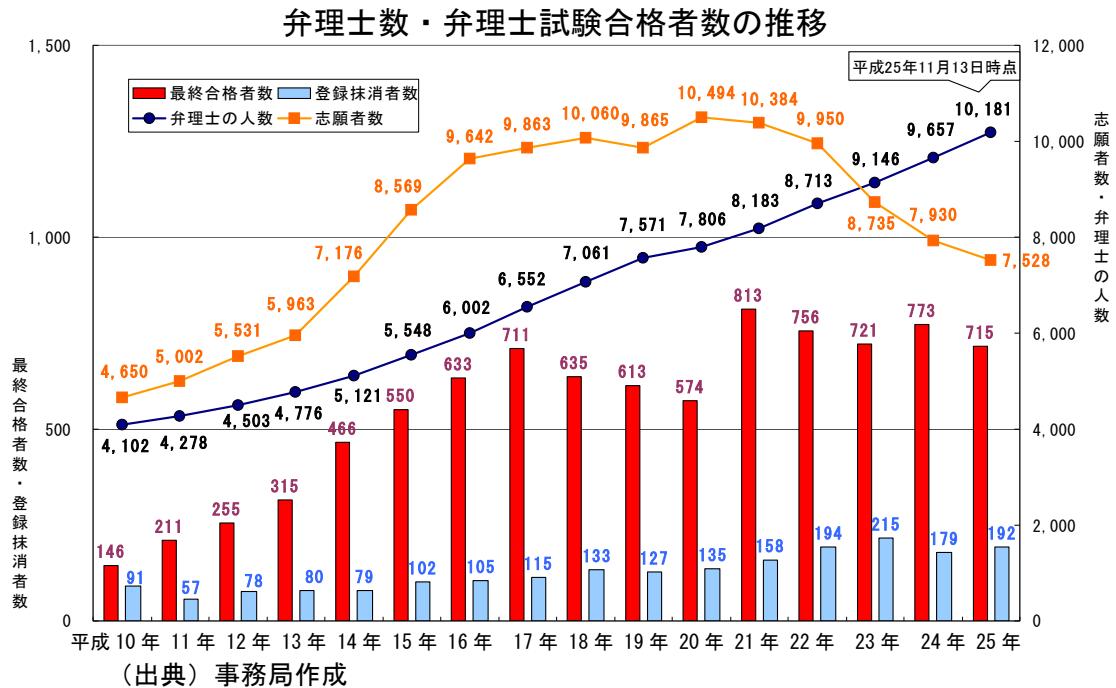
(施行状況)

平成 12 年法改正に基づく弁理士試験は、平成 14 年度から実施され、受験志願者数は平成 14 年度の 7,176 名から平成 20 年度の 10,494 名をピークにして平成 25 年度には 7,528 名に、合格者数は平成 14 年度の 466 名から平成 21 年度の 813 名をピークにして平成 25 年度には 715 名になっている。

また、選択科目の免除者も、平成 14 年度の受験志願者において 2,432

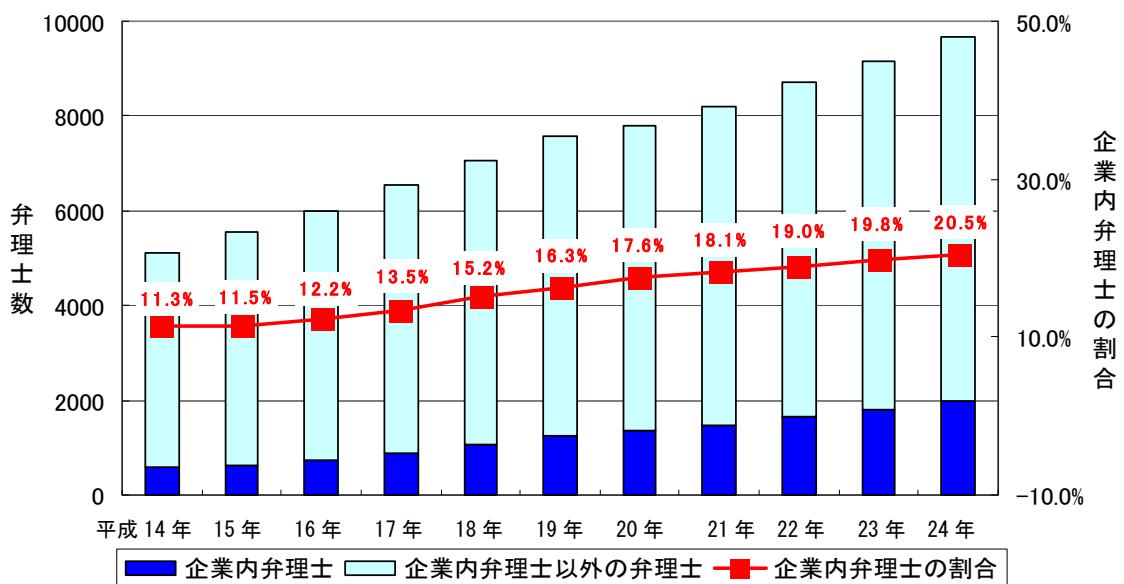
⁵ 平成 24 年調査 資料編 p. 68

名（合格者は 281 名）に対して、平成 25 年度においては 4,132 名（同 646 名）に増加した。短答式試験免除を受けて合格した者は、平成 21 年度は 587 名であったのに対し、平成 25 年度は 319 名となった。



会社員の弁理士試験合格者数は増加し、弁理士登録している者の中会社勤務のいわゆる企業内弁理士（インハウス）は約 2 千人に増加した。

企業内弁理士（インハウス）の推移



(3) 研修制度

(これまでの改正の概要)

独占業務を有する資格制度は、国民の権利や取引の安全性及び適正性を確保し安心できるサービスを提供するために業務を行う者を限定しているところ、資格者の資質の確保及び向上が社会的要請となっていることを踏まえ、平成19年法改正により、新たに実務修習制度を導入し、弁理士登録前に弁理士にとって必要な能力を備えていることを担保することとした。

また、経済のグローバル化など知的財産を取り巻く環境が変化する中、知的財産専門サービスの中核を担う人材である弁理士は、その業務の公益性に鑑みて高い職業倫理が要請されており、また、最新の状況を的確に把握し、時代の変化に対応した多様で高度な能力を常に備えることが求められていることに鑑み、弁理士に対して、一定期間ごとに日本弁理士会が行う資質の向上のための継続研修を義務付けた。

(施行状況)

平成19年法改正における附帯決議を踏まえ、実務能力及び倫理観等の弁理士に必要な資質を担保するため、指定修習機関である日本弁理士会では実務修習のカリキュラム及び受講時間を決定しているところ、平成25年3月末日時点で3,628名が実務修習を受講している。また、継続研修についても同附帯決議の趣旨を踏まえ、5年ごとに70時間以上の研修を課すことで、弁理士の資質の維持・強化を図っている。

(4) 弁理士の職責・義務に係る規定

(改正の概要)

平成12年法改正では、弁理士の職責・義務を法制上明確化するとともに、弁理士の業務範囲の拡大に伴い、適切な業務の遂行を担保するため、国民に弁理士の職務を直接監視する機会を設けることを目的として、広く何人からも経済産業大臣に対して弁理士の懲戒請求をできることとした。また、懲戒処分の種類について業務の停止期間を最長1年から2年に延長するなど懲戒制度の整備を行った。

平成19年法改正では、弁理士の独占業務が公益的な観点から認められていることに鑑み、名義貸しを禁止する規定を設けた。

また、懲戒制度においては、他の士業の例に倣い、懲戒事由として「弁理士たるにふさわしくない重大な非行」を追加してこれを明確化するとともに、懲戒の種類として、「二年以内の業務の一部停止」を追加した⁶。

(施行状況)

平成 12 年法改正の施行から平成 25 年 3 月末日現在までの経済産業大臣への懲戒請求件数は 44 件、懲戒処分実績は戒告が 1 名、業務の禁止が 2 名である。

同期間における日本弁理士会による会員処分実績⁷は、戒告が 23 件、2 年以内の会員としての権利停止が 9 件、経済産業大臣への懲戒請求が 2 件、退会処分が 10 件⁸である。

また、平成 19 年法改正における附帯決議において、名義貸しの規定が適正に実施されるようガイドライン等を整備することが決議されたことを踏まえ、日本弁理士会では「特許事務所における補助者の業務に関するガイドライン」を策定し、会員に対して周知している。

(5) 特許業務法人制度

(改正の概要)

平成 12 年法改正において、「特許業務法人」という特別な法人制度を創設して弁理士事務所の法人化を解禁した。

平成 19 年法改正では、特定の事件について社員を指定した場合に当該社員のみが無限責任を負うこととする指定社員制度を導入した。

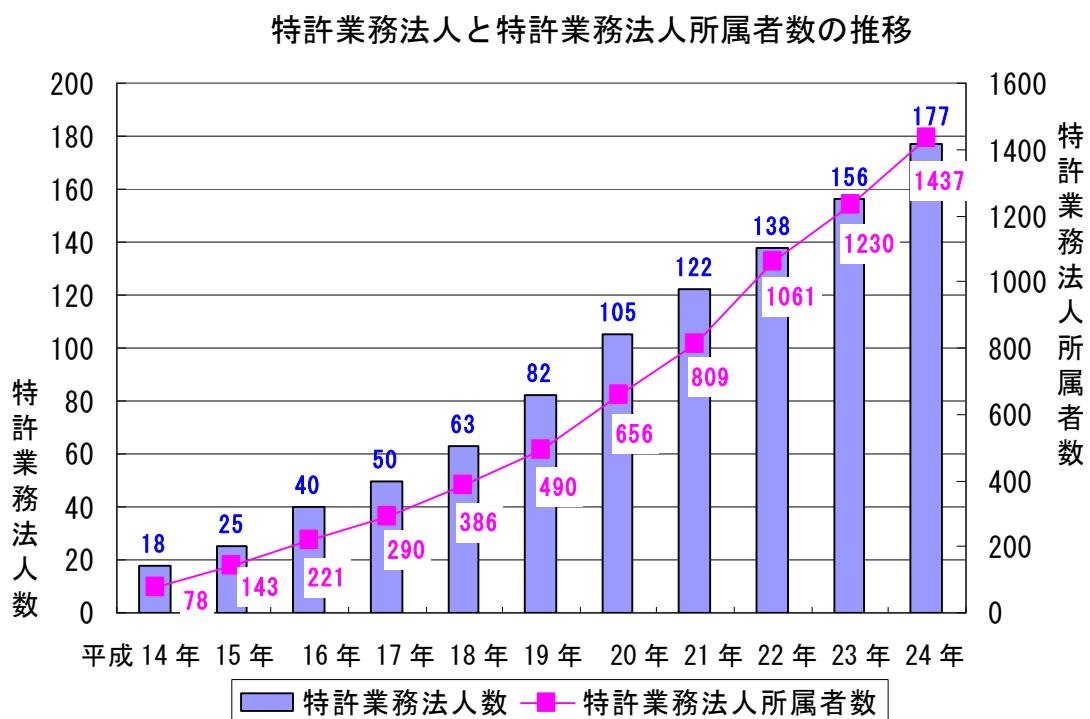
(施行状況)

平成 24 年末日現在の特許業務法人数は 177 法人、特許業務法人所属者数は 1,437 人であった。

⁶ 平成 19 年法改正の附帯決議を踏まえ、特許庁では平成 20 年 7 月に「弁理士及び特許業務法人に対する経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準」を定めている。

⁷ 処分決定後に欠格事由等で弁理士登録が抹消され、処分を執行しなかった事案を含む。

⁸ 10 件のうち、依頼者から受け取っていた手数料を特許庁に納付しなかった事案が 2 件、会費を日本弁理士会に納付しなかった事案が 8 件。



(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

(6) 情報公表制度

(改正の概要)

ユーザーの利便性及び弁理士の資質向上の観点から、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促すこととした。また、公表の方法は、日本弁理士会がインターネット等により一般に公表することとした。

(施行状況)

日本弁理士会ウェブサイト内の「弁理士ナビ」において、地域別、専門分野別、取り扱い業務別に弁理士を検索することができるシステムを無料で提供しており、中小企業・ベンチャー企業、大学・TL0に対する支援実績のある弁理士、出張対応可能な弁理士等を簡単に検索することが可能となった⁹。弁理士ナビのアクセス実績（月累計）は、平成 24 年

⁹ 全弁理士・全事務所について公開される基礎情報（氏名（ヨミ）、事務所名称、事務所の主従、登録番号、登録年月日、通算登録期間、資格取得事由、特定侵害訴訟代理業務の付記年月日、事務所所在地、電話番号・FAX番号、当該事務所での就業形態、継続研修の受講歴、特許庁保有取扱分野情報）及び、基礎情報以外の会員からの申告に基づく任意情報（専門分野情報、技術分野情報、訴訟業務・紛争処理対応情報、取扱業務情報、地域・中小・ベンチャー対応情報、他の資格情報、学歴専攻情報、試験科目情報、モットー等）が公表されている。<http://www.benrishi-navi.com/>

12月時点で19,110件であった¹⁰。

(7) 地域・中小企業に対する支援

特許庁が平成23年4月から実施している「知財総合支援窓口」（特許等取得活用支援事業）では、弁理士等の専門家が中小企業等に対して、企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るワンストップサービスを提供している。平成23年度の相談件数は約10万1千件、翌24年度は更に約1万8千件増加し、11万9千件であった。

具体的な支援内容は以下のとおり。

- ・ 窓口に配置する弁理士等の支援担当者が中小企業等の知的財産に関する悩みや課題をその場で解決支援する。
- ・ 高度な専門性を必要とする内容は弁理士等の専門家を活用して、支援担当者と共同して解決支援する。
- ・ 知的財産を有効に活用していない中小企業等を発掘して、より多くの中小企業等の知的財産活用を促進する。

日本弁理士会は全国に9カ所の支部を設け、支部窓口での無料相談（平成24年度実績：2,780件）や、中小企業等を対象とするセミナー等を開催している。また、経済的事情によって特許制度を活用することができない個人や中小企業に対して、所定の要件を満たすことを条件に、特許・実用新案・意匠の手続等に要する費用（弁理士及び特許庁に支払う費用）の全部又は一部の援助を行う特許出願等援助制度（平成24年度実績：56件）も実施している。

(8) 地域偏在の状況

平成12年法改正の検討時には弁理士が主たる事務所を置いていない地域（弁理士ゼロ地域）が存在しており、弁理士の地域偏在の解消が求められていた。現在、弁理士数が増加し、弁理士ゼロ地域は解消されたが、大半の弁理士が大都市に定着しており地域偏在が完全に解消されるには至っていない。

¹⁰ 平成24年調査 本編 p. 71

(参考) 主たる事務所所在地の弁理士の人数（平成 11→24 年）

青森 0→2 人 島根 0→2 人 佐賀 0→2 人

東京 2,814→5,446 人 大阪 595→1,523 人

主たる事務所所在地における弁理士の人数

事務所所在地	人数		事務所所在地	人数		事務所所在地	人数	
	平成11年	平成24年		平成11年	平成24年		平成11年	平成24年
北海道	7	30	静岡県	24	55	山口県	1	9
青森県	0	2	愛知県	161	480	徳島県	3	6
岩手県	2	3	三重県	4	14	香川県	4	10
宮城県	5	10	新潟県	7	10	愛媛県	2	8
秋田県	3	9	富山县	5	14	高知県	1	5
山形県	4	4	石川県	4	11	福岡県	31	73
福島県	3	11	福井県	6	12	佐賀県	0	2
茨城県	17	109	滋賀県	8	56	長崎県	1	3
栃木県	5	26	京都府	45	191	熊本県	4	7
群馬県	9	18	大阪府	595	1,523	大分県	1	2
埼玉県	51	130	兵庫県	60	224	宮崎県	2	6
千葉県	84	163	奈良県	6	45	鹿児島県	2	6
東京都	2,814	5,446	和歌山县	2	8	沖縄県	2	9
神奈川県	231	687	鳥取県	2	2	国外	(統計なし)	60
山梨県	2	9	島根県	0	2			
長野県	13	39	岡山県	14	16			
岐阜県	19	54	広島県	12	38	計	4,278	9,657

(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

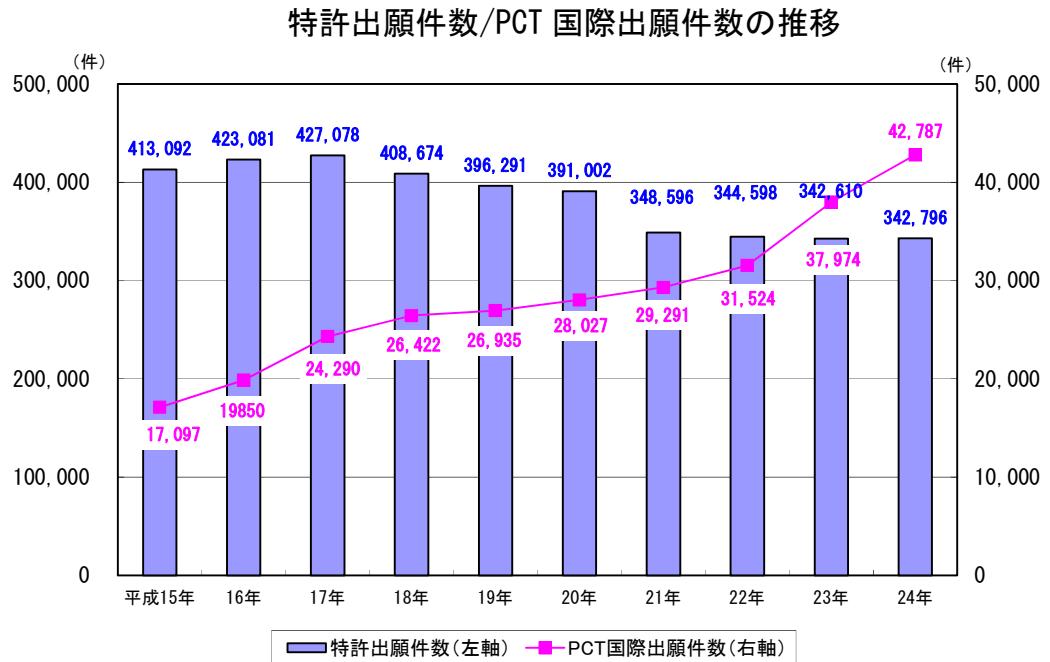
3. 知的財産をめぐる環境変化

「1. これまでの弁理士制度見直し」のとおり、弁理士法は、知的財産をめぐる状況の変化を踏まえ、平成 12 年の全面改正以降、弁理士の「活動領域の拡大」、「量的拡大」、「質的向上」を大きな柱に累次の法改正を行ってきた。しかしながら、後述のとおり、これらの法改正後の知的財産をめぐる環境は大きく変化している。産業界を取り巻くグローバルな市場の展開はもとより、経済成長の牽引役として知的財産に寄せられる期待、国家目標として改めて位置づけられている知的財産の意義の重要性などに鑑み、知的財産制度を担う専門人材としての弁理士には、このような環境に迅速・的確に対応し、我が国の知的財産立国実現に大きく貢献することが求められている。

我が国の特許出願件数は、平成 21 年以降一定規模で推移する一方で、新興国市場の拡大等により、我が国企業による特許・意匠・商標の外国への出願の件数は増加傾向にある。このように我が国の知的財産制度のユーザーの国際化の

進展とともに PCT 国際出願件数や特許審査ハイウェイの利用が増えることにより、企業等が各国の知的財産制度の特徴を比較した上で自身に有利な国を選択して権利化する、いわゆる知的財産分野の「制度間競争」も激しくなっている。

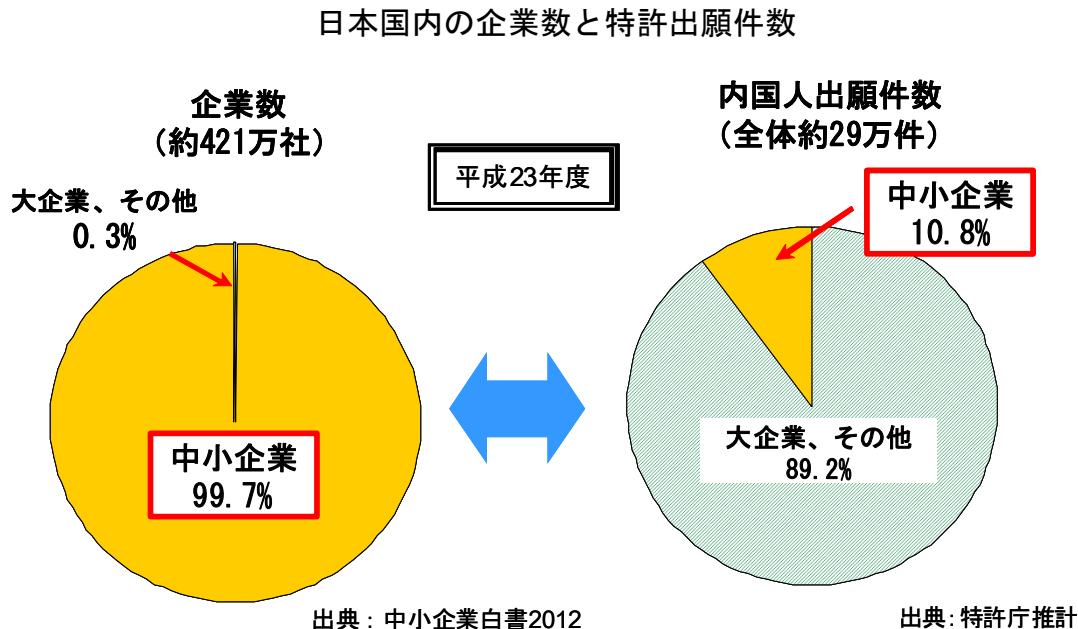
このようなグローバルな事業展開と制度のグローバル対応という観点からも、知的財産制度を担う専門人材としての弁理士への期待も大きなものとなっている。



(出典) 特許行政年次報告書 2013 年版を基に事務局作成

このような期待に応え、我が国の産業界の競争力を支えていくためには、とりわけ中小・ベンチャー企業をはじめ、企業等の革新的な事業活動や優れた技術開発の成果をいかに企業等の資産としての価値に結びつけて、権利化あるいは非権利化へと導き、発掘しながら、それらを保護・活用していくことが重要な課題となる。我が国の中小・ベンチャー企業には優れた技術等を有し、イノベーションを現実のものとしていく力を持っている企業が多いにもかかわらず、また、中小企業数は約 421 万社と全企業数の約 99%を占めているにもかかわらず、特許出願件数は約 3 万 1 千件で全出願件数の約 10%に止まっている。その背景として、例えば、中小企業は自社内に知的財産の専任者を持たず、また知的財産制度に精通していない場合が多いことがしばしば指摘される。このような現状に対して、弁理士には、中小・ベンチャー企業にとっての知的財産担当者として、権利化の支援に止まらず、発明の発掘、権利化・非権利化の戦

略などを含めた研究開発の初期段階からの一貫した支援を行うことが期待されている。



こうした弁理士への多様かつ大きな期待は、政府全体の知的財産政策として知的財産戦略本部で決定された「知的財産政策ビジョン」及び「知的財産推進計画 2013」にも反映されている¹¹。

4. 取り組むべき課題

経済のグローバル化が進展する中、我が国が世界最高の知的財産立国を実現していくために、弁理士・弁理士制度には、我が国企業のグローバルな事業展開に対する知的財産の側面からの支援と、中小企業等に対する一貫した支援をはじめとした多方面にわたる貢献が期待されていると考えられる。

このような状況認識の下、本小委員会では、弁理士・弁理士制度の在り方についての具体的な方向性について議論した。

委員からの指摘を整理すると、以下のとおりである。

¹¹ 「知的財産政策ビジョン」(平成25年6月7日知的財産戦略本部) (抄)

- ・グローバル競争時代の企業の事業活動に資する専門家の育成・確保
グローバル競争時代における企業の事業活動に資する弁理士を始めとした専門家の育成・確保を図る。

「知的財産推進計画 2013」（平成 25 年 6 月 25 日 知的財産戦略本部）（抄）
（弁理士制度の見直し）

- ・中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期) (経済産業省)

【制度見直し全体の視点】

- ・ 単なる5年目見直しではなく、日本再興戦略における知財の役割、そしてその中核人材としての弁理士の位置付けを踏まえ、「グローバル化」「中小企業」などの観点にも光を当てた検討が必要である。
- ・ 弁理士は、これまで量・質ともに改善されてきたと評価できる。今後、グローバル化の中で知的財産及びその担い手の弁理士の役割は一層高まるため、弁理士が国内外で活躍できるような制度にすべきである。
- ・ 弁理士が国家資格として知財を担う中核的存在であることを弁理士法に明記し、国民の共通認識としてすることで、弁理士がその社会的役割を果たす原動力になる。

【弁理士のサービスの基盤確保】

- ・ 秘匿特権は、民事訴訟のいわゆるディスカバリーの問題にとどまらない。刑事手続及び独占禁止法や証券取引に関する捜査の際、弁護士との交信の秘密を守れるかという問題になる。
- ・ 総合力への期待から、大規模事務所へ仕事が集中し、また、弁理士自身の大規模事務所への集約化も進んでいくと思われる。それを見据え、集約化的阻害要因の存否の検証も必要である。
- ・ 日本弁護士連合会は、弁護士法の規定に加えて、弁護士職務基本規程において共同事務所や弁護士法人内における複数の弁護士間等に関する自主ルールを定めている。利益相反の規定を緩和するためには、このような施策がとられることが必要である。
- ・ 中小企業や大学の多様なニーズに応えるためには、弁理士には総合病院のようなワンストップサービスが求められる。その際、税理士、中小企業診断士、行政書士等の他士業との補完的な協力もあり得る。

【中小企業等の支援に資するきめ細かなサービス】

- ・ 中小企業からの受任の際、弁理士には減免制度や権利取得にかかる総額等についての説明義務を課すべきである。
- ・ 弁理士が一人だけの個人事務所にあっては、個人資産と事務所資産とが混在している状態であり、事務所の継続の簡易化、統廃合の容易化等の理由から、一人法人制度を導入すべきと考えている。
- ・ 既往の業務範囲拡大にかかわらず、その部分での弁理士の活動実績が少ないのであれば、これをサポートする方策も考えるべきである。

- ・イノベーション創出の観点から中小企業における知財マネジメント支援が重要だが、その知財活動が低調なのは気になる。経営者の認識が低いなら、特許庁、INPI、日本弁理士会などの公的機関が認識を高める施策を行うべきである。認識があるが人的な余裕がないなら、社外弁理士を顧問弁理士として利用する等、活用方法の多様化が必要である。
- ・大手特許事務所の本音としては、知財部のある大企業のほうが付き合い易いと聞く。一方で中小企業からは、料金が高い、仕組みが分からぬ等の意見がある。このミスマッチをどう解消するかが大きな課題である。
- ・企業からすると、法律全般については弁護士、技術的中身の部分で弁理士と、弁護士と弁理士が連携して戦ってくれると有り難い。
- ・ユーザーのニーズ把握は非常に重要。過去の業務範囲拡大が、真のニーズを捉えていたのか検証が必要。新たなニーズについての議論も慎重にされるべきである。

【弁理士に対するアクセスの改善】

- ・中小企業にとっては、単に出願して権利が取得できれば良いということではなく、紛争に対して強いなどの質の確保が非常に重要だが、こうした弁理士を見つけるのが困難である。中小企業に分かりやすくし、また、能力も高くして欲しい。
- ・最先端の技術に対応できる弁理士や、大学では自己実施しないことを踏まえた対応のできる弁理士が見つからず、産学連携に支障。専門技術分野の研修の強化や、大学の要請に対応できる弁理士へのアクセスを容易にする方策も考えて欲しい。
- ・弁理士側から情報発信することが重要であり、そのための手段として弁理士ナビについて、よりユーザーが使いやすいものにして欲しい。

【基礎的な能力の担保】

- ・弁理士試験において口述試験の不合格者が増えているが、受験者から見て公平・公正なシステムへの改善のため、法律面も含めた議論が必要である。
- ・弁理士に求められる能力が多様化する中で、入口としての弁理士試験だけでなく、その後の研修なども含め、どこでどの能力を確保すべきか、整理すべきである。
- ・最新の技術が分かり、日本の知財を今後リードしてくれそうな若い世代の弁理士参入をもっと促すべきである。

- PCT に基づく国際出願やマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願が増えていることもあり、論文式試験については条約を単独の試験科目として欲しい。
- 合格者をいかに教育するかが重要で、若い弁理士に活躍の機会を設ける必要もあるのではないか。
- 大学が弁理士に頼んで特許を取得した後、企業から弱い権利になってしまっていると指摘されることがある。これは弁理士が産業構造をよく理解せずに出願しているためである。産業構造について想像力を働かせることのできる研修にする、OJT については事務所だけでなく企業の知財部でも行うなどの工夫が必要である。
- 優れた発明なのに特許の取り方を間違えている特許を時折見かける。中小企業や素人が強い特許を取得できるかは弁理士の能力に依存する。そのような能力を担保するための多角的な研修が期待される。
- 中小企業にとっては、単に出願して権利が取得できれば良いということではなく、紛争に対して強いなどの質の確保が非常に重要だが、こうした弁理士を見つけるのが困難である。中小企業に分かりやすくし、また、能力も高くして欲しい。（再掲）

【多様・高度な実務能力の獲得】

- 中小企業に対応する弁理士には、経営的視点の理解や、知財について幅広く何でも知っているという総合力が求められる。そのための研修も検討されるべきである。
- 外国制度の知識と実務経験、外国代理人と日本のクライアントとの橋渡しのため、高いコミュニケーション能力が必要。また、技術内容やクライアントの事業戦略を踏まえて効率的な理論構成を行い、相手方に即座に応酬できるような人材を育成するため、リアルで臨場感のある研修が必要である。
- 継続研修は座学や e ラーニングが多く、「リアル」な研修でない。今般、日本弁理士会が弁理士育成塾等により OJT に注力することは重要である。一人事務所が多く OJT の機会が得にくい中、日本弁理士会が組織的な資質向上の手段を考えることが喫緊の課題である。

これらの指摘を総合すると、我が国が世界最高の「知的財産立国」を目指すための人的基盤として、弁理士・弁理士制度には、(1) 我が国の企業等の

イノベーションを支えること、(2) 中小企業・大学をはじめとした裾野の広いサービスを提供すること、(3) グローバルに強いことが求められているといえる。

そこで、本小委員会では、弁理士に対する期待をこの3つの観点に集約して具体的な検討を集中的かつ精力的に行った。

(1) イノベーションを支えるための業務基盤等の整備

弁理士に対し、高度化かつ多様化したニーズに応えることが要請されている状況においては、その期待に的確に応え、その信頼性を確固たるものとしながら、我が国企業等によるイノベーションを支えていくため、法令による担保措置だけでなく、弁理士・日本弁理士会が自主的な取組によって知的財産立国の実現に貢献していくことが欠かせない。

また、高度化かつ多様化したニーズに対応するには、外国の制度・実務に精通し、最先端の技術にも対応する能力を備えた総合病院のような特許事務所を実現することも必要である。

上記を踏まえ、本小委員会では、弁理士・弁理士制度への信頼の一層の向上や高度かつ多様なサービスの提供という観点から、弁理士の社会的使命、日本弁理士会への監督権限、大規模特許事務所の在り方、秘匿特権、非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保について検討を行った。

(2) 裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供

従来の特許等の出願代理を中心とした業務に加え、中小企業、大学、地域の企業等からの様々なニーズに応じるには、弁理士が有する専門的知識を活かし、裾野広く、きめ細かなサービスを積極的に提供することが必要である。

特に、中小企業は知的財産担当者の数が十分でないことが多い、その知的財産の保護・活用は十分でないことから、潜在的なニーズを掘り起こすような重点的支援が必要である。

また、小規模事務所が、中小企業にとっての社外の知的財産担当者として身近に相談できる地域のかかりつけの医者のような機能を果たすため、その業務継続性を担保する等、安定したサービスの提供を確保することも必要である。

上記を踏まえ、本小委員会では、中小企業等の支援に資するきめ細かな

サービスの提供や、そのサービスに対するアクセス改善の観点から、弁理士業務、小規模特許事務所の在り方、弁理士に対するアクセス改善について検討を行った。

(3) グローバルな強さに貢献するための資質の向上

経済のグローバル化を受け、我が国の企業等にとって、優れた技術等を知的財産権として適切に保護するとともに、その知的財産権をグローバルな事業活動の中で戦略的に活用することの重要性が増しており、弁理士には、こうしたグローバルな事業活動を知的財産の側面から力強く支援することが求められている。そのためには、基礎的な能力の担保に加えて、外国の知的財産制度に関する実務能力等について高い専門性を備える弁理士を育成し確保することが喫緊の課題である。

上記を踏まえ、本小委員会では、弁理士の基礎的な能力の担保や、外国の知的財産制度等に関する多様・高度な実務能力の確保の観点から、弁理士試験及び研修について検討を行った。

制度改正の具体的方向

第1章 イノベーションを支えるための業務基盤等の整備

I. 弁理士の社会的使命の明確化

1. 問題の所在

知的財産をめぐる環境変化を受け、その専門家である弁理士にはこれまで以上に、知的財産立国実現に向けて積極的な役割を果たすことが求められている。

このような状況下において、弁理士には、不断の自己研鑽による専門的知識の習得など一層の資質向上が求められており、日本弁理士会には、研修の拡充をはじめとした様々な自主的な取組を充実・強化することで、個々の弁理士の研鑽をサポートすることが期待されている。

こうした弁理士自身及び日本弁理士会の自主的な取組を促すためには、社会全体が弁理士の果たす社会的役割についての認識を深めていくとともに、弁理士及び日本弁理士会がその役割を自覚して自らの規律を高めていくことが重要であるとの指摘がある。

このような社会的な認識や職業専門資格士自らの自覚に関し、弁護士、税理士及び公認会計士においては、それぞれの職業専門資格士自身はもとより、関係者をはじめとする我が国の経済社会における理解と認識が深まるとともに、その使命が的確に果たされることを期待して、職業専門資格士としての使命が、法律上明確に位置付けられている。

一方、弁理士については、このような使命の規定を法律上は欠いている。

2. 対応の方向

弁理士自身はもとより、弁理士を取り巻く関係者の理解と認識が深まるとともに、その使命が的確に果たされるべく、国内外の情勢を踏まえ、中小・ベンチャー企業、大学等を幅広く支援し、知的財産立国実現に貢献する弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命を法律に規定することが適切であると考えられる。

なお、具体的な規定の表現については、他士業の例を参照しつつ法律に定められた業務を的確に遂行し得るように案を得ることが適切であると考えられる。

また、弁理士の使命を法律に規定するに当たっては、日本弁理士会において、弁理士が使命を果たすべく、会の自治に基づいて、会員たる弁理士に対する規律の維持、資質の向上、必要な場合における適切な処分など運営管理やガバナンスの強化など使命の具体化に取り組むことが必要不可欠であると考えられる。

II. 日本弁理士会に対する監督権限の緩和

1. 問題の所在

弁理士は、工業所有権に関する手続の円滑な実施及び工業所有権等の活用の促進に寄与し、経済及び産業の発展に資するという高い公共的役割を担っているため、経済産業大臣は、日本弁理士会の総会の決議又は役員の行為が法令又は日本弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員の解任を命ずることができるとされている（弁理士法第72条）。

一方、日本弁理士会については、会員たる弁理士の職業専門資格士としての自律と自覚を促すとともに、会員たる弁理士に対する規律の維持、資質の向上、必要な場合における適切な処分など運営管理やガバナンスの強化に取り組んでいくためには、会の自治を強化し、会自らの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにすることが必要であるとの指摘がある。

なお、士業法において、所管大臣が総会決議取消権と役員解任権をともに有するのは、弁理士法と社会保険労務士法のみである。

2. 対応の方向

(1) 総会決議取消権について

弁理士及び日本弁理士会の活動は、極めて公益性の高いものであるから、仮にも会の総会決議が弁理士に関する法令の遵守や公益に欠くこととなるような場合には、その是正について再度総会で決議するまでもなく、直ちに取り消されるべきである。

したがって、経済産業大臣の有する総会決議取消権については、これを引き続き維持することが適切であると考えられる。

(2) 役員解任権について

日本弁理士会自らの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにするとの観点及び他士業の状況も踏まえれば、役員に処分の対象となるような行為があったときには、まずは日本弁理士会の自主的な規律に委ねることが適切であるから、この自律的な解決の強化を求めるべきであると考えられる。

一方、日本弁理士会の役員は弁理士としての義務も有しているため、役

員の行為が弁理士に関する法令又は日本弁理士会の会則に違反し、あるいは公益を害すると認められる場合には、「弁理士法若しくは弁理士法に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」として、経済産業大臣が懲戒処分を行うことが可能である（弁理士法第32条）。また、日本弁理士会会則において、一定の懲戒処分を受けた弁理士は役員となることができないとされている¹²。これにより、役員に対し、間接的に経済産業大臣の監督権限を及ぼすことが可能である。

したがって、日本弁理士会において自主的な規律が発揮されることを前提として、役員解任権を廃止することが適当であり、仮に会の規律が働く場合には、役員に対し、「弁理士に対する懲戒権」を発動することにより対応することが適切であると考えられる。

¹² 役員は、法第32条の規定により業務停止の処分を受けたとき、又は第49条の規定により選挙権若しくは被選挙権の停止処分を受けたときは、その資格を失う（日本弁理士会会則第66条）。

III. 大規模特許事務所の在り方（利益相反規定等について）

1. 検討の背景

弁理士が担う業務の高度化、多様化、国際化に伴い、資質の向上に努めてもなお個人の能力だけでは対応できる範囲に限界があることから、外国の制度・実務に精通し、最先端の技術にも対応できる総合病院型の特許事務所が必要となり、このような特許事務所を実現するためには、個々に高い専門性を有する弁理士が集まって規模を確保することが必要となる。

この点に関し、弁理士法の利益相反規定が特許業務法人に所属していた弁理士の異動に対する過度の制約となっているとの指摘がある。

2. 利益相反規定について

(1) 問題の所在

弁理士は、かつて特許業務法人の業務に従事していた期間内に当該法人が関与した事件については、その弁理士自らが当該事件に関与していたか否かに問わらず、一律に業務を行うことが禁止されている（弁理士法第31条第6号、第7号）。

また、特許業務法人の社員は、かつて別の特許業務法人の業務に従事していた期間内に当該法人が関与した事件についても、その弁理士自らが当該事件に関与していたか否かに問わらず、一律に関与することが禁止されている（同法第48条第3項第5号、第6号）。

特許業務法人制度の創設以降、特許業務法人の数、法人に所属する弁理士の数及び特許業務法人当たりの弁理士の数は、それぞれ増加している。これに伴って、前者の規定については、異動後の弁理士の業務範囲を必要以上に制限し、弁理士の特許業務法人からの独立を阻害している可能性が高まっているとも考えられ、また、後者の規定については、特許業務法人間における弁理士の異動の流動性を低下させ、特許業務法人の集約化等を阻害している可能性が高まっているとも考えられる。

いずれの場合においても、クライアントにとって、弁理士を選択する際の選択肢を狭めている虞もある。

特許業務法人と特許業務法人所属者数の変化

	平成 13 年	平成 24 年	増加率
特許業務法人数	9 法人	177 法人	約 20 倍
法人に所属する弁理士数	41 人	1437 人	約 35 倍
法人当たりの弁理士数	4.6 人	8.1 人	約 1.8 倍

(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

一方、弁護士法は、弁護士法人が関与していた事件について、自らが関与していなかった場合には、当該事件について、異動後は禁止の制限が及ぼない旨の規定を置いている¹³。司法書士法、土地家屋調査士法、社会保険労務士法においても同様である。

(2) 対応の方向

特許業務法人制度の施行状況及び他士業の状況も踏まえれば、大規模特許事務所におけるチャイニーズ・ウォール¹⁴・ルールの明確化等、必要な手当を行った上で、特許業務法人に所属していた弁理士の異動について利益相反規定が過度の制約とならないよう、法人が関与していた事件であるが、弁理士が自ら関与していなかった事件に関する制約を緩和することが適切であると考えられる。

3. その他の必要な手当について

弁理士が業務を受任する際、依頼者との信頼関係が最重要であることに鑑み、利益相反規定の見直しに当たっては、特許事務所内のチャイニーズ・ウォール・ルールの明確化等を徹底し、その徹底を依頼者に明確に示す必要がある。日本弁理士会においては、他士業の取組等を参考に、自主ルールを定め、会員による遵守を担保する等の対策を取ることが適切であると考えられる。

なお、自主ルールの策定に当たっては、例えば、日本弁護士連合会が、事務所内における複数の弁護士間における利益相反の取扱いについて自治ルールを定めており、違反した者に対する懲戒等の手続をとっていること等が参考となると考えられる。

¹³ 具体的には、「～事件であって、自らこれに関与したもの」という限定をかけている。

¹⁴ 一般的には「企業の非公開情報を知り得る立場にいる引受部門等と、投資家に銘柄選定のアドバイスをする営業部門等の間に情報の壁をつくるため、両部門を異なる場所に離したり、管理体制を徹底するなどの物理的な隔壁のこと」である（出典：日本証券業協会 HP）。ここでは、事件に関与した弁理士とそれ以外の弁理士との間に、当該事件に関する情報が流通しないように設ける情報障壁の意味で用いている。

IV. 秘匿特権に関する取組の推進

1. 検討の背景

近年、日本人による外国での特許登録件数が増加しており¹⁵、日本の弁理士が関与（外国出願に関する助言、国内基礎出願に関する代理や鑑定等）する特許権について外国で訴訟が起こる可能性も高まりつつある。

判例法諸国の民事訴訟においては、当事者はトライアルに先立ち、他方当事者が所持する事件に関連した文書等の証拠の開示を請求することができる（いわゆるディスカバリー）とともに、その例外として、公益的見地から、依頼者に、秘密性を確保すべき一定の通信や文書について、その開示を拒む権利（privilege、秘匿特権）を与えており、なかでも、弁護士依頼人秘匿特権（attorney-client privilege）（以下、単に「秘匿特権」という。）は、法令遵守及び訴訟手続における公益実現のために認められている¹⁶。

一方、弁理士と依頼者との間のコミュニケーションについて秘匿特権が認められるか否かは、国によって異なる。米国の裁判例では、外国特許出願についての外国の弁理士とのコミュニケーションは、当該外国出願がなされた国の国内法において秘匿され、かつ当該法が米国の公共政策に反しない場合に、秘匿が認められる、との基準が用いられた例がある¹⁷¹⁸。

¹⁵ 主要外国特許庁（米欧中韓）における特許登録件数は、平成19年の77,453件から平成24年の105,356件に増加。

¹⁶ SCP/16/4 Rev. p.5 (http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_16/scp_16_4_rev.pdf)。

¹⁷ SCP/18/6, p.5 (http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_18/scp_18_6.pdf)、参考として、Duplan Corp. v. Deering Milliken, Inc., 397 F. Supp. 1146, 1169-71 (D. S. C. 1975) を引用。この裁判例は、外国の依頼者と当該国の弁理士とのコミュニケーションについて、「それが当該国における特許出願手続の援助に関するものである場合、秘匿特権の適用の有無は当該特許出願がなされる国の法律に従うのが国際礼讓の要請」であるが、「ある国の法律又はその法律に基づく権利が法廷国（米国）の公共政策に反する場合には、国際礼讓は適用されない」と述べている。なおこの裁判例は、後述のVLT判決でも引用されている。

¹⁸ 類似の判断基準に基づき、日本の弁理士が関与した文書について秘匿特権の適用を認めた裁判例として、VLT Corp. v. Unitrode Corp., 194 F.R.D. 8 (D. Mass. 2000)（後述）及び Eisai Ltd. v. Dr. Reddy's Laboratories, Inc., 77 USPQ 2d 1854 (S. D. N. Y. 2005)、文書提出義務について日本と同じ規定を有していた韓国の弁理士が関与した文書について、VLT判決を引用しながら秘匿特権の適用を肯定した裁判例として Astra Aktiebolag v. Andrx Pharmaceuticals, Inc., 64 USPQ 2d 1331 (S. D. N. Y. 2002) がある。

判例法諸国における依頼者の秘匿特権

	国内の弁護士	国内の弁理士	外国の弁理士	(出典)
NZ	○	○ 証拠法	○ 証拠法	NZ 証拠法 (参考 1)
豪	○	○ 特許法等	○ 特許法等	改正豪州特許法等(参考 2)
米	○	○(Patent Attorney) △(Patent Agent) 裁判例	△当該国で秘匿特権が認められていることを条件として認められた裁判例あり*	SCP/20/9 ¹⁹ , Annex III, p. 46 SCP/17/5 ²⁰ , p. 3 SCP/14/2 ²¹ , p. 23
英	○	○ 知財法	法令に言及なく、 裁判例なし	SCP/20/9, Annex III, p. 42 SCP/18/6 ²² , p. 7 SCP/17/5, p. 3 SCP/14/2, p. 18
加	○	×	×否定した裁判例あり	SCP/20/9, Annex III, p. 9 SCP/18/6, p. 6

* VLT 判決(平成 12 年)において、マサチューセッツ地区裁判所は、平成 8 年の日本民事訴訟法改正により、弁理士と依頼者との間で交わされた文書が一般的な文書提出義務の例外とされたこと等を考慮し、初めて日本の弁理士に秘匿特権を認めた²³。

(出典) 平成 24 年調査 本編 p. 138

一方、日本のか、制定法諸国には、いわゆるディスカバリー制度は存在せず、その例外として依頼者に認められる秘匿特権という概念も存在しないことが多いと考えられる²⁴。しかし、専門家による十全な職務遂行のために、専門家と依頼者との間の率直でオープンなコミュニケーションが確保される必要があることは広く認識されており、このため、専門家には職務上の守秘義務が課せられ、その違反には何らかの制裁が科されている。これにより、依頼者には、弁護士等の専門家に伝えた情報が第三者に開示されないことが保証されている²⁵。日本では、弁理士には業務上取り扱ったことについて守秘義務が課せられ(弁理士法第 30 条)、職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて証言を拒絶でき(証言拒絶権、民事訴訟法第 197 条第 1 項第 2 号)、更に当該事実が記載された文書であって黙秘の義務が免除されていないものの提出を拒否で

¹⁹ http://www.wipo.int/edocs/mdocs/patent_policy/en/scp_20/scp_20_9.pdf

²⁰ http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_17/scp_17_5.pdf

²¹ http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_14/scp_14_2.pdf

²² http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_18/scp_18_6.pdf

²³ VLT Corp. v. Unitrode Corp., 194 F.R.D. 8 (D. Mass. 2000), 17-18.

²⁴ SCP/16/4 Rev. p. 7

²⁵ SCP/16/4 Rev. p. 6-7

きることとされている（文書提出拒絶権、同法第220条第4号ハ）。

2. 問題の所在

日本の弁理士と依頼者との間の文書について、「日本企業が米国等の判例法諸国における知的財産権紛争に巻きこまれた際には、日本企業は日本弁理士と相談した法律的事項や鑑定等の文書を、当該国の裁判所に一方的に提出を求められ、開示せざるを得ない、という不利な取扱いを受ける可能性がある」との指摘や、日本企業の米国等における訴訟手続に日本の弁理士が関係することも多く、その関係者には秘匿特権が認められることが望ましいとの指摘がみられる。

3. 対応の方向

(1) 秘匿特権が認定されるための業務ガイドラインの策定

米国では、近年、我が国の弁理士について秘匿特権の適用を認めた裁判例が続いている。

米国の裁判における日本の弁理士への秘匿特権の適用の確実性をより高めるため、米国の判例で示された判断基準²⁶に従い、秘匿特権が認められるような各企業内・事務所内での体制作りを行うことが重要であると考えられる。そのための日本弁理士会による自主的な取組として、例えば、会がガイドライン等の形式で会員に周知する等の手段を検討することが適切と考えられる。

²⁶ United States v. United Shoe Machinery Corporation, 89 F. Supp. 357, 85 USPQ 5 (D Mass. 1950) で示された、秘匿特権が適用されるための要件は以下のとおり。

- (1) 秘匿特権を主張する側が依頼者であること、又は依頼者となろうとしていること。
- (2) コミュニケーションがなされた相手が以下を満たすこと。
 - (a) 弁護士(member of the bar)又はその部下であること、及び
 - (b) 当該コミュニケーションに関して、弁護士(lawyer)として行動していること；
- (3) 弁護士(attorney)に伝えられた当該コミュニケーションが、以下を満たす事実に関連すること。
 - (a) 依頼者により伝えられたこと。
 - (b) 第三者が介在していないこと。
 - (c) 主に(i)法的アドバイスの提供、(ii)法的サービスの提供、又は(iii)なんらかの法的手続における助力を目的としてなされたものであること。及び
 - (d) 犯罪や不法行為を行う目的でなされたものではないこと。並びに
- (4) 秘匿特権が主張され、かつ依頼者はこれを放棄していないこと。

(2) 秘匿特権に関する国際取組の推進

秘匿特権に関しては、現在、世界知的所有権機関（WIPO）²⁷や特許制度調和に関する先進国会合（B+会合）の枠組みで議論が続いているほか、国際知的財産保護協会（AIPPI）などでも議論が行われている²⁸。

日本の弁理士が関与した文書等について、米国をはじめとする判例法諸国の裁判における秘匿特権適用を確保できるか否かは、法廷地の裁判所による判断に委ねられるため、日本の国内法の改正による対応では限界があるとの指摘がある。確かに、弁理士と依頼者との間のコミュニケーションが、他国の民事訴訟手続において開示から保護されるかどうかは、第一義的には当該法廷地の手続に依存するものであると言わざるを得ない。

したがって、この問題の解決のためには、まず、条約などの国際的な取決めが有効であり、WIPO や B+ の枠組みにおける国際交渉を加速すべく、政府として積極的に取り組むことが期待される。

なお、外国の弁理士資格は統一されたものがないため、どのような資格者に秘匿特権が認められるべきか、という点についても、併せて検討していくことが必要である。

今後、米国の裁判例の状況を引き続き注視するとともに、以上の取組の結果、我が国において何らかの措置が必要であるかどうかを見極めつつ、必要な場合に速やかに対応していくことが重要であると考えられる。

²⁷ 本件は特許法常設委員会(SCP)において議論されている。直近の会合では、越境事例の解決のための非拘束的なミニマムスタンダードを策定し、これを各国が非拘束的指針として利用することを提案する国がある一方、本件は各国の民事訴訟法及び証拠法の問題であるとしてこの提案に反対する国もあった。事務局は、関連する法令、運用、及び実例をまとめた文書を作成し、次回会合において説明することとなった（SCP 第 19 回会合（平成 25 年 2 月 25 日～28 日）議長サマリー）。（http://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_19/scp_19_7.pdf）

²⁸ AIPPI は、弁理士等との間のコミュニケーションの保護に関し、各国が国内法で定めるべき国際的な最低基準についての条約策定を提案するなどの活動を行っている。AIPPI は、平成 25 年 6 月、AIPLA 及び FICPI との共催で、先進国政府に国際的解決を促すことを目的として開いた会合において、知的財産に関する専門的アドバイスに係るコミュニケーションの秘密性保護に関する最低基準についての共同宣言を採択した。

（<https://www.aippi.org/?sel=publications&sub=onlinePub&cf=colloquium>）

(参考 1) ニュージーランド証拠法（抄）

第 54 条²⁹

法律アドバイザーとのコミュニケーションに関する秘匿特権

- (1) 法律アドバイザーから専門的な法的サービスを受ける者は、次の場合、その者と法律アドバイザーとの間の全てのコミュニケーションに関して秘匿特権(privilege)を有する。
- (a) 秘密にする意図でなされたものであり、かつ
 - (b) 次の過程又は目的で行われたとき
 - (i) その者が法律アドバイザーから専門的な法的サービスを受ける場合、又は
 - (ii) 法律アドバイザーが当該サービスをその者に提供する場合
- (2) 本条における専門的な法的サービスとは、登録特許弁理士(registered patent attorney)又は登録特許弁理士の機能と完全にまたは部分的に一致する機能を有する海外³⁰の実務家(overseas practitioner)の場合、知的財産に関する情報又は助言を取得又は提供する行為を意味する。
- (3) (略)

(参考 2) 豪州特許法（抄）

第 200 条³¹

- (2) 登録特許弁理士(registered patent attorney)が知的財産に関するアドバイスを依頼者に提供することを主な目的としてなされたコミュニケーションは、法律実務家が法的アドバイスを依頼者に提供することを主な目的としてなされたコミュニケーションと同様の手段により、かつ同様の程度において開示から保護(privileged)される。
- (2A) 登録特許弁理士が知的財産に関するアドバイスを依頼者に提供することを主な目的として作成された記録又は文書は、法的実務家が法的アドバイスを依頼者に提供することを主な目的として作成された記録又は文書と同様の手段により、かつ同様の程度において開示から保護(privileged)される。
- (2B) 2 項又は 2A 項における登録特許弁理士には、他の国又は地域において特許関連業務を行うことを許可された個人を含む。ただし、同人が該当する種類の知的財産に関するアドバイスを提供することを認められている場合に限る。

²⁹ 原文：<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2006/0069/latest/DLM393659.html>

³⁰ 「海外」には、政令(Order in Council of August 2008)が指定する 87 カ国が含まれている。前掲 SCP/17/5, p.3

³¹ 原文：<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2012A00035>

V. 非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保

1. 検討の背景

工業所有権の手続に関する業務は、高度な技術的・専門的知見を要するため、弁理士制度は、これらに係る業務の遂行を弁理士という職業専門資格士に限定することで、手続の円滑化を図り、迅速、的確な権利取得を実現している。

弁理士又は特許業務法人でない者については、他人の求めに応じ報酬を得て、特許庁における手続代理等を業とすることはできないとされ（弁理士法第75条）、その違反には刑事罰が科される（同法第79条第3号）。

2. 問題の所在

弁理士法第75条には「報酬を得て」という要件（以下「報酬要件」という。）があるが、同条に違反する疑いがあるケースでも、報酬の受け渡しの確認を得ることは困難であり、そのため、同条は非弁理士による弁理士業務に対する抑止力にならないとして、報酬要件を廃止すべきではないか、との意見がある。

3. 対応の方向

報酬要件を撤廃すれば、当該要件についての証拠収集が不要となるため、本条がより迅速に適用できるようになるという可能性はある。しかしながら、弁理士法第75条に違反した場合、第79条第3号に基づいて刑事罰が科せられることから、第75条における報酬要件の削除は、刑事罰を予定する取締りの範囲を拡大するものであり、その改正に当たっては、まず、非弁理士による出願代理等の行為により、依頼者にどのような損害が発生したか、特許庁における円滑な工業所有権行政へどのような影響があったか等について、調査し事実関係を把握する等が必要となると考えられ、慎重な検討が求められる。

一方、特許庁においては、弁理士又は特許業務法人でない者が特許庁における手続の代理をする際には、当該行為が弁理士法第75条に違反するものでないことについて、当該行為を行った代理人に対して確認を求め、要すれば、出願人に改任命令を発する等の必要な措置を講じることとしている³²。まずは、このように、運用の見直しによって同条違反の蓋然性が高い行為を減少させていくことが適切であると考えられる。

³² 特許庁「非弁行為の防止に向けた措置について」、
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/hiben_boushi.htm

第2章 補野を広げるためのきめ細かなサービスの提供

I. 弁理士業務の充実

1. 弁理士の相談業務について

(1) 検討の背景

特許庁では、知的財産のあらゆる場面に関して中小企業の悩みや課題を一元的に受け付けることを目的として、「知財総合支援窓口」を全国 56 か所に設置している（平成 25 年 12 月時点）。平成 23 年度の同窓口の設置以後、総計で毎年 10 万件を超える相談が寄せられており、その内容は、単なる権利化や権利の活用に対する相談にとどまらず、発明の発掘や創造された知的財産の内容に応じて権利化するノウハウとして管理するなど、研究開発の初期段階の相談に及んでいる。このことから、中小企業に対する知的財産活動の支援は、特許等の出願後に限らず出願以前の段階から行なうことが効果的であると考えられる³³。

(2) 問題の所在

特許等の出願以前の段階で、弁理士がどのような発明等を出願し、権利化するか、あるいはノウハウとして管理するなどの相談に応じることについて、弁理士法には特段の規定が設けられていない。このため、出願以前の段階における発明発掘等の相談－特許出願等の代理－特許権のライセンス契約等の権利活用という一貫した支援を、「弁理士又は特許業務法人として」実施することができるか明確でないとの指摘がある。

さらには、特許等の出願にとどまらず、「知的財産全般の相談」を弁理士の業務として位置付けることが必要であるとの指摘がある。

(3) 対応の方向

ア. 発明発掘等の相談の弁理士業務としての明確化について

発明発掘等に関する相談業務については、中小企業に限らず企業のニーズが高い等、肯定する意見も多くみられることも踏まえ、特許等の出

³³ 平成 24 年調査におけるアンケート調査においても、発明、意匠の発掘や創出に関して、弁理士に相談を依頼した者の約 9 割から「期待どおりだった」との回答があった。

願以前の段階における相談を弁理士の業務として規定することが適切であると考えられる。これにより、出願以前の段階における発明発掘等の相談－特許出願等の代理－特許権のライセンス契約等の権利活用という一貫した支援を「弁理士又は特許業務法人として」、日本弁理士会の指導・監督の下で、経験を共有し、相互に資質の向上も図りながら、より円滑に実施できることとなる³⁴。

一方、非弁理士にも発明発掘等について知見を有する者がおり、専権業務とすることは妥当でないとの指摘もあり、確かに、当該業務を弁理士のみに法律上認めるることは必ずしも適切ではないと考えられることから、専権業務とはせず、弁理士の標榜業務として法律に規定することが適切であると考えられる。

イ. 知的財産全般の相談を弁理士の業務と位置付けることについて

知的財産関連業務は多岐にわたり、複雑化、高度化、国際化しており、各国の知的財産制度、自社・他社技術を踏まえた戦略の構築などを練らなければならず、特に中小・ベンチャー企業、個人事業主にとっては自社単独で行うことには限界がある。このような実情も踏まえ、技術に精通した弁理士が関与することが必要ではないかとの指摘、弁理士に多くのことを相談できる方がコストの面から望ましいとの指摘、知的財産全般の相談に関してはそもそも依頼者としてはどの法律かを意識せずに相談するが多く、専門家の選定も含めたワンストップサービスの実現が必要との意見などがあった。

一方、権利行使に関する相談について、民法及び民事訴訟法の素養が不可欠であるところ、弁理士資格はそれらについての素養を担保するものではないとの指摘があった。

また、ユーザーの視点に立ちつつ、特許発明に通暁した弁理士と訴訟代理に通暁した弁護士が協力するなど得意分野を活かしつつ、士業がしっかりと連携して対応が必要ではないかとの意見もあった。

これらの意見を踏まえ、必要に応じて特許、意匠、商標等の専門弁理士間での連携を図るとともに、弁理士が応じることができる相談の範囲を明確化しつつ、弁護士をはじめとした他の士業とも適切に連携する体制を整えることも含めて、知的財産相談に係るワンストップサービスを

³⁴ 平成24年調査におけるアンケート調査によれば、弁理士法に規定のない現状において、発明、意匠の発掘や創出に関する相談について、「弁理士に今後依頼したい」とする回答が1割強あった。

実現することにより、企業等があまねく知的財産を戦略的に活用できるようにするための環境整備を行うことが適切であると考えられる。

2. 特定不正競争について

(1) 問題の所在

現在、弁理士が、不正競争防止法に関して、①裁判外紛争解決手続についての代理業務、②裁判所における補佐人業務、③特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟の代理業務として扱うことができるものは、工業所有権に密接に関連するものや技術的性格を有するものとして、弁理士法第2条第4項に「特定不正競争」として規定されている。

特定不正競争は、不正競争防止法第2条に規定する不正競争の一部であるが、以下の不正競争行為が含まれていないことから、弁理士が扱うことができる業務が断片的であり、分かりにくいとの指摘がある。

- ① 営業秘密のうち技術上の秘密以外のものについての不正競争行為（不正競争防止法第2条第1項第4号～第9号）
窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により、営業秘密のうち顧客名簿等技術的性格を有しないものを取得する行為等
- ② 技術的制限手段に対する不正競争行為（同項第10号及び第11号）
デジタルコンテンツのアクセス管理技術等を無効にすることを目的とする装置やプログラムを提供する行為等
- ③ 原産地等誤認惹起行為（同項第13号）のうち商標以外のもの
特許等について、商品やその広告又は取引用の書類等に、その商品の品質、製造方法等について、誤認させるような表示をする行為等
- ④ 競争者営業誹謗行為（同項第14号）のうち工業所有権等以外のもの
形態模倣や技術的制限手段について、自己となんらかの競争関係にある他人の営業上の信用を害するような虚偽の事実を他人に告げる行為等

(2) 対応の方向

特定不正競争の見直しについては、現時点までのところ、必ずしも多くの事案が報告されていないことから、ユーザーのニーズがどれだけ存在するかが明確でないという指摘や、弁理士の専門性が活用できる部分につい

て弁理士業務として認められてきた経緯があることから「分かりにくいか
ら改正する」ということではなく、ユーザーのニーズを具体的条項ごとに
判断すべきではないかという指摘があった。

一方、技術に関するものについては弁理士の業務として見直しても良い
のではないかという指摘もあった。

したがって、特定不正競争については、具体的条項ごとにユーザーのニ
ーズ及び弁理士の知見の活用可能性を検証し、必要な見直しを行っていく
ことが適切であると考えられる。

II. 小規模特許事務所の在り方（一人法人制度等について）

1. 検討の背景

(1) 特許事務所・特許業務法人に求められる機能

自社内に知的財産の専任者を持たない中小企業等には、知的財産担当者として身近に相談できる地域のかかりつけの医者のような特許事務所・特許業務法人（以下「特許事務所等」という。）が求められている。

このような、かかりつけ型の特許事務所等を実現するためには、所属弁理士が一人である、いわゆる一人事務所を含めた小規模な特許事務所等においても、依頼者の事業について理解を深め、信頼関係を構築するとともに、依頼者に対して継続的なサービスを提供することが重要であると考えられる。

なお、この点に関し、小規模事務所等、とりわけ特許事務所等の 68%を占める一人事務所は、大規模事務所と比較してサービスの継続性等に課題を抱えているとの指摘がある。

(2) 特許業務法人制度の概要

弁理士の業務内容が専門化、高度化、多様化していく中で、一定程度の大規模化を図って総合的な弁理士サービスの提供を実現するために、平成12年改正により、特許事務所の法人化が認められた。特許業務法人は、その制度趣旨を踏まえ、社員が二人以上必要とされている（弁理士法第43条、第52条）。

2. 問題の所在

小規模事務所においては、弁理士が死亡したときの事務所資産の承継や事業の承継がうまく進まない等の問題が指摘されており、業務承継ルールを確立することが必要ではないかという指摘がある。

この点に関しては、一人法人制度を導入することにより、個人と事務所の資産の分離が図られ、他の事務所との合併がしやすくなるため業務の共同化が促されるとの意見がある。

他方、特許業務法人には、従たる事務所に社員が常駐する義務が定められていないため、このような状況で一人法人を認めれば、社員が業務を把握してい

ない事務所がすることとなって、顧客への責任ある対応が困難になるという指摘もある。

なお、従たる事務所については、全ての士業法人において設置が認められているが、社員の常駐が義務付けられていないのは特許業務法人のみである。

各士業における従たる事務所の設置可否及び常駐義務の有無

	従たる事務所の設置	社員の常駐義務
弁理士法	可	無し
弁護士法	可	※
行政書士法	可	有り
司法書士法	可	有り
税理士法	可	有り
土地家屋調査士法	可	有り
社会保険労務士法	可	有り
公認会計士法	可	有り

※ 主たる事務所については社員の常駐義務有り。ただし、従たる事務所については弁護士会が許可したときは当該義務がかかるない。

(出典) 事務局調べ

3. 対応の方向

(1) 一人法人制度について

他士業において一人法人が認められているのは、弁護士だけである。

これは、一人法人制度の導入時（平成14年4月）、弁護士の約54%が複数の弁護士が勤務する法律事務所に所属しており、それらの多くが、一人の経営弁護士が勤務弁護士を雇用する、いわゆる親弁型事務所であったという実態を背景に、このような事務所形態であれば、仮に設立時点において一人法人であっても、事後的に二人以上の社員の法人へと移行する可能性が高いと考えられたため、とされている。

資格者法人の設立に必要な社員の数

弁護士法人	弁護士 1人以上
行政書士法人	行政書士 2人以上
司法書士法人	司法書士 2人以上
税理士法人	税理士 2人以上
土地家屋調査士法人	土地家屋調査士 2人以上
社会保険労務士法人	社会保険労務士 2人以上
監査法人	公認会計士 5人以上

(出典) 事務局調べ

弁理士についても、平成 18 年度の産業構造審議会弁理士制度小委員会において、特許業務法人制度の利用を進めるための施策の一つとして、一人法人制度の導入が検討されたが、「弁理士事務所の約 7 割は一人事務所であり業務の共同化は進んでおらず、この点で弁護士法人における一人法人制度の導入とは状況が異なることや、特許業務法人制度導入の本来の趣旨を踏まえれば、一人法人制度の導入は時期尚早であると考えられる³⁵。」として導入は見送られた。

この点、平成 24 年調査によれば、特許事務所における全事務所数に占める一人事務所数の割合は、平成 24 年時点においても引き続き 7 割程度で推移しており、平成 18 年度当時と状況に変化は見られない。

全事務所数に占める一人事務所の数の割合

	平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年
弁理士	72%	71%	69%	68%	68%	68%

(出典) 平成 24 年調査 本編 p128

このような状況にあっては、後述するとおり、まず一人事務所を含む小規模事務所における事業承継ルール等を整備し、それを効果的に活用することにより、依頼者の信頼を確かなものとすることが重要であると考えられる。

また、一定程度の大規模化を図って総合的なサービスの提供を実現する

³⁵ 産業構造審議会弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」平成 19 年 1 月

という特許業務法人の制度趣旨に鑑み、一人法人制度の導入に向けては、まず、弁理士業務の共同化が進まない理由について、例えば、一人事務所における経営弁理士・事務所員等の業務分担の実態、事業承継に対する経営弁理士の意識、全事務所数に占める一人事務所数の割合が減少している弁護士との相違等を分析することが必要である。

その上で、法人化により事務所の集約が促進されると考えられる場合には、弁理士の地域展開促進と従たる事務所における社員駐在の在り方等の他の論点と合わせ、特許業務法人制度の在り方について引き続き検討することが必要であると考えられる。

(2) 小規模事務所の基盤整備について

一人事務所を含めた小規模な特許事務所等においては、継続的に事業を行い得る基盤を整備するため、事業継続計画（BCP）の策定や、弁理士が退職又は死亡した場合の事業承継ルールの確立等が急務である。

また、提供するサービスを維持、向上させるためには、複数の弁理士・特許事務所等とネットワークを構築することも重要であると考えられる。

こうした取組を複合的に実施していくことで、小規模事務所においても安定したサービスを提供し、地域のかかりつけとしての役割を果たすという期待に応えていくことが必要であると考えられる。また、そのための日本弁理士会によるルール策定の支援等の取組も重要であると考えられる。

III. 弁理士に対するアクセスの改善

1. 検討の背景

平成 12 年法改正の検討時には弁理士が主たる事務所を置いていない地域（「弁理士ゼロ地域」）が存在しており、弁理士の地域偏在の解消が求められていた。現在、弁理士数が増加し、「弁理士ゼロ地域」は解消されたが、地域偏在の問題が完全に解消されるには至っていない。

平成 19 年の法改正により、ユーザーの利便性及び弁理士の資質向上の観点から、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促すこととした。公表の方法は、日本弁理士会がインターネット等により一般に公表することとし、同会ウェブサイト内の「弁理士ナビ」において、地域別、専門分野別、取扱い業務別に弁理士を検索することができるシステムを無料で提供している。

2. 問題の所在

地域偏在に関しては、弁理士が地方にいればいい、ということではなく、大都市の総合力のある大規模事務所へのアクセスを容易にし、全体としてサービスの中身を向上させるという視点が必要ではないかという指摘や、中小企業・地域経済の再生において重要な地方ブロック中枢都市の弁理士の数が増えていることが問題ではないかという指摘がある。

また、「弁理士ナビ」により、中小・ベンチャー企業、大学・TLOに対する支援意思のある弁理士、出張対応可能な弁理士等を簡単に検索することが可能にはなったが、弁理士の具体的な業務内容について中小企業にも分かるようにして欲しいとの指摘や、最先端の技術に対応できる弁理士や、大学では自己実施しないことを踏まえた対応のできる弁理士が見つからず、産学連携に支障があるとの指摘がある。すなわち、依頼者の多様なニーズには完全には応えられない状況にあると言わざるを得ない。

3. 対応の方向

各都道府県に設置された「知財総合支援窓口」において、より一層弁理士の活用を進めることにより、地域における弁理士を活用しやすい環境を整えることが適切であると考えられる。

日本弁理士会は、中小企業向けセミナーや無料相談会、出願等支援制度など会が行っている中小企業支援事業の更なる拡充を図るとともに、これらの活動を通じ、弁理士への中小企業支援マインドの醸成を図ることとしている。また、減免制度や補助金制度など中小企業への各種支援制度について、現在、会内の知的財産支援センターと各支部が中心となって取りまとめ・整理しているものを、今後は弁理士がこれらの制度により精通し活用するよう、関係機関の担当者を講師とした研修などの拡充も図ることに取り組むとしている。これらの早急な具体化がまず必要であると考えられる。

さらに、日本弁理士会には、上記の指摘を踏まえた「弁理士ナビ」の充実（例えば、ユーザーが大学等における専門分野、業務実績や、中小企業へのコンサルティング経験を含むより多くの情報から弁理士を絞り込むことが可能となるようなシステム整備の推進）、弁理士費用や各種減免制度についての依頼者への適切な説明などを行うことにより、中小企業が弁理士を通じて知的財産を活用し易い環境の実現を図る取組を充実・強化することが期待される。

第3章 グローバルな強さに貢献するための資質の向上

I. 弁理士試験の充実

1. 検討の背景

知的財産をめぐる環境の急激な変化を踏まえ、現在弁理士に求められる資質については、大きく、

- ① 企業活動の国際化への対応
- ② 実務技能（明細書作成能力等）

の2点となっている（平成24年調査）。

このうち、①については、その具体的資質として、③外国語文献読解力、④外国法令の知識・理解力を試験により考查すべきという意見があった。また、②については、試験により能力を考查すべきという意見も多かったものの、実務能力は資格試験で考查するよりも研修において担保することが適切であるとされたことから、平成19年法改正（平成20年1月1日施行）において、弁理士登録前及び登録後の研修を義務化したところである。

2. 問題の所在

(1) 短答式筆記試験について

短答式筆記試験は、計60問³⁶出題されているが、科目別の得点は問わず総合点のみで合否を判定していることから、一部の科目について知識が不足したまま合格している者がいるのではないかとの意見や、出題数を増加させてより詳細に判定すべきではないかとの意見がある。

また、経済のグローバル化を受け、弁理士には、より一層、条約に関する知識が求められるとの意見がある。

(2) 論文式筆記試験必須科目について

現行の試験制度において、条約は、短答式筆記試験では必須科目とされているが、論文式筆記試験では単独の必須科目とされておらず、特許法等、工業所有権法令の範囲内で出題することとされている。条約に規定された事項のうち弁理士が業務として行う事項については、対応する国内法で担

³⁶ 特許・実用新案20問、意匠10問、商標10問、工業所有権に関する条約10問、著作権及び不正競争防止法10問

保されている³⁷ことから、この整理には合理性があると考えられるが、他方、経済のグローバル化を受け、弁理士には、より一層、条約に関する知識が求められているとの意見がある。また、PCTに基づく国際出願やマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願が増えていることから、論文式試験については条約を単独の試験科目とする必要があるという意見もある。

(3) 論文式筆記試験選択科目について

論文式筆記試験選択科目は、技術又は工業所有権に関する法令以外の法律に関し、受験者の論理構成力についての素養を考查しているが、現在35の選択問題に細分化されており、選択問題間の難易度の調整が困難となっているとの指摘がある。

(4) 口述試験について

口述試験は、全受験者を同一の時刻、試験官、問題で考查することが不可能であるという点で、公平性に関する大きな問題があるとの指摘がある。

また、司法試験が口述試験を廃止したこと等を受け、あるいは、多数の受験者を多数の試験官で公平に考查するため、筆記試験のように回答が明確な出題が行われていることから、結果として近年の筆記試験の得点と口述試験の合格率に高い相関がみられる³⁸ことを受け、口述試験自体の必要性についても検討が必要であるとの指摘がある。

一方、近年、中小企業等に対するコンサルティング業務等が求められているため、口述試験においてコミュニケーション能力、品位等を考查すべきであるとの意見がある。

また、短答式及び論文式筆記試験に免除制度が導入されている現状においては、仮に口述試験を廃止すると、最終合格年度は論文式選択科目だけに合格すればよいという状況も発生し得るため、最終合格年度に工業所有権法令の知識を最終考查する手段として、口述試験を存置すべきであるとの意見もある。

³⁷ 例えば、出題数の多いパリ条約の優先権については特許法第43条に、PCTの国内段階については特許法第184条の3以降に、国際段階については特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律にそれぞれ規定されている。

³⁸ 近年、口述試験の合格率と論文式必須科目の総得点との相関係数は0.84～0.92である（平成24年調査 p49）。

(5) 試験の一部免除制度について

平成 12 年法改正では、修士・博士論文審査合格者と他の公的資格者等に対して論文式選択科目の免除を導入した。また、平成 19 年法改正では、知的財産に関して専門的に学んだ大学院修了者と、弁理士試験の一部科目的既合格者に対する試験科目の一部免除を導入した。

これに対して、試験の一部免除制度は不公平であるとの指摘や、弁理士の量的拡大という所期の目的は達成され、資質向上に転換すべき時期に来ていることから、免除を廃止するべきとの意見がある。

(6) その他の問題について

ア. 外国語文献及び外国法令について

平成 24 年調査によれば、外国関連業務を扱う機会が増加した現在の弁理士にとって、外国語文献読解力の向上及び外国法令に関するより一層の資質の向上が求められている。

イ. 若い人材の参入について

平成 12 年法改正に基づく新たな弁理士試験は平成 14 年度試験から実施されており、以降、弁理士の数は増加している。その間、会社員の弁理士試験合格者数は増加し、弁理士として登録している者のうち企業内弁理士（インハウス）は、現在約 2 千人となっている。また、他資格保持者の参入も増加し（平成 14 年 78 人→平成 25 年 147 人）、近年では毎年一定程度の参入が続いている。

一方、学生や 20 歳代の若い人材の参入は進んでおらず、司法試験、公認会計士試験と比較しても、弁理士試験については、合格者平均年齢が高く、学生の割合が低い状況にある³⁹。

3. 対応の方向

(1) 短答式筆記試験について

経済のグローバル化が進んでいる近年の状況においては、条約科目を含

³⁹ 平成 25 年度合格者平均年齢：38.9 歳（司法試験：28.4 歳、公認会計士試験：26.2 歳）。平成 25 年度弁理士試験合格者職業内訳：会社員 45.9%、特許事務所 29.8%、学生 1.7%。

めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、科目別合格基準の導入が適切との意見が多かったことから、これを導入することが適切と考えられる。

合格基準の設定や出題数の増加等その他試験運用の詳細については、合格者に求める能力の水準と受験生（特に若い人材）に与える影響を考慮しながら、試験実施主体である工業所有権審議会において検討することが必要である。

(2) 論文式筆記試験必須科目について

工業所有権法令の範囲内で条約について出題することは、平成19年、弁理士法施行規則において明確化された。これにより、条約単独で出題するよりも複合的・総合的かつ実務に即した出題が可能となり、より深く受験者の実際の理解力を考查することができると考えられる。

したがって、条約を論文式筆記試験の単独の必須科目とするのではなく、現在の出題の枠組みを維持することが適切であると考えられる。

一方、近年の弁理士業務における条約の重要性の高まりを踏まえれば、条約の知識が担保されるように試験を実施することが適切と考えられる。

具体的には、例えば、条約に関する問題の内容や出題頻度、その周知方法等（例えば、受験案内等においてその旨を明確に打ち出す）について、試験実施主体である工業所有権審議会において検討が必要である。

(3) 論文式筆記試験選択科目について

選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、選択問題の集約を図ることが適切と考えられる。

具体的な集約方法については、受験者に与える影響が大きくならないことなどに配慮しつつ、試験実施主体である工業所有権審議会において検討することが必要である。

なお、選択問題の集約は科目毎の試験範囲の拡大に繋がるため、受験者の負担を増加させるとの意見もあることから、具体的な検討に当たっては、論文式筆記試験選択科目が、各科目の基本的な事項を出題し、受験者の論理構成力の素養を公平に考查するものであることに十分配慮する必要がある。

(4) 口述試験について

免除制度など現行の試験制度全体を整理して、現在口述試験で担保している資質を別の試験で確実に担保できるようにするまでは口述試験は存置するべきではないかという意見があった。

また、平成 25 年度試験から、口述試験をより適正に実施するため、短答式筆記試験の合格基準の引き上げ⁴⁰や論文式筆記試験必須科目的合格基準の見直し⁴¹等が行われ、口述試験不合格者が大きく減少した（平成 24 年度 415 名→平成 25 年度 151 名）ことから、不公平感は解消されつつあるという意見もあった。

こうした意見を踏まえ、現時点では口述試験を存置し、上述の運用改正の効果を見極めることが適切であると考えられる。

なお、コミュニケーション能力、品位等の考査については、職業専門資格士の資格試験として合格基準を適切に定め、客観的・画一的に判断することが困難であることから、とりわけ口述試験の公平性を懸念する意見がある現時点においては、さらに公平感を損なう可能性もあり導入は適切でないと考えられる。

(5) 試験の一部免除制度について

免除制度については、多様な人材の参入を促し受験者数の拡大を図るという導入趣旨等に鑑みて導入された。導入後、最終合格率の上昇（平成 20 年 5.9%→平成 25 年 10.5%）、多様な人材の参入（他資格保有者平成 14 年 78 人→平成 25 年 147 人）といった効果が見られる一方で、免除制度利用者の合格率が低い等の特段の問題は顕在化していない。また、平成 19 年度改正により導入された免除制度については、導入後間もないことから制度を変更することは時期尚早であるとの意見があることから、引き続き現行の免除制度を維持しつつ試験を実施し、免除制度を利用した者の合格者動向を見極めることが適切であると考えられる。

そして、見極めの結果、免除制度の中に所期の効果を上げていると認められないものがある場合には、口述試験の在り方も合わせ、どの試験によ

⁴⁰ 満点に対して 65% の得点を基準として、論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。（工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会「試験の具体的実施方法について」平成 25 年 1 月 16 日改正）

⁴¹ 標準偏差による調整後の各科目的得点の平均（配点比率を勘案して計算）が、54 点を基準として口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。ただし、47 点未満の得点の科目が一つもないこと。（同上）

りどのような能力を考查すべきか、という観点から、試験制度の在り方について総合的な見直しを検討することが適切であると考えられる。

(6) その他の問題について

ア. 外国文献及び外国法令について

外国文献読解力については、外国語能力そのものが全ての弁理士に一律に求められるものではなく、語学力は外国代理人とのやりとりで培われるとの意見もあったことから、外国語能力は試験で考查するのではなく、個々の自己研鑽により習得すべきものとして捉えることが適切であると考えられる。

また、弁理士にとって、外国法令に関する実務能力の重要性は非常に高いが、出題範囲が広範囲に過ぎ、受験者に過度なハードルを課すこととなるため、試験で考查することは適当でないと考えられる。必要な外国法令は個々の弁理士の専門分野によって異なることもあり、その資質の向上は、引き続き必要な研修を受講することにより担保することが適切であると考えられる。

イ. 若い人材の参入について

小委員会では、弁理士になるためのキャリアパスとして企業の技術開発部門等を経験した後に資格を取ることが重要との意見があった一方で、若いうちに資格を取って実務等について経験を積むことが重要との意見や、日本の知的財産に関する取組を今後リードする若い世代の参入を促すべきとの意見があった。

現時点では、受験者数の減少や受験者の平均年齢が上昇していることに留意し、中期的な課題として、若く有為な人材の参入を図る方策を検討することが必要であると考えられる。

II. 実践的な研修を含めた研修の多様化

1. 検討の背景

平成 19 年改正により、弁理士登録前の実務修習及び既登録者の継続研修が義務化された。平成 24 年調査によれば、研修制度導入後の弁理士の能力について、変化がないとする回答が比較的多かった。また、研修制度を見直す方向性として、①企業活動の国際化に対応できる人材の育成や、②実務技能に優れた人材の育成を指摘する声が多く、その具体的な手段としては、(a) 実務研修等の OJT を義務付ける、(b) 中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける、といった意見があった。

2. 問題の所在

(1) 研修の内容面について

企業のグローバル活動をサポートできる能力、権利活用まで見据えた明細書を作成できる能力、知的財産マネジメントまで含めて中小企業を支援できる能力を担保するような研修が必要ではないかとの指摘がある。

(2) 研修の実施面について

実務修習、継続研修の実施主体である日本弁理士会（実務研修は経済産業大臣から指定を受けて実施）からは、様々なニーズに的確に対応した研修を実施するためには、研修の運用等について以下の点を見直して欲しいとの要望がなされている⁴²。

ア. 実務修習

- (ア) 新人弁理士の実務能力を向上するため、実務修習の課目免除制度の見直し又は廃止
- (イ) 実務修習において多様な講師人材を確保するため、講師になるために必要な実務経験年数の制限の緩和⁴³

⁴² 第 2 回弁理士制度小委員会における日本弁理士会提出資料「弁理士制度の見直しについて」（平成 25 年 9 月）p. 11, 12

⁴³ 具体的には、特許庁の審査・審判経験を、弁理士法第 16 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「弁理士であって、その実務に通算して七年以上従事した経験を有すること」に算入可能とする。

(ウ) 修了判定基準の適切化、必要単位数の増加・起案演習科目の増加等の検討、及び研修期間・時期の弾力化といった実務修習の運用の改善

イ. 継続研修

- (ア) 事務負担を軽減するため、継続研修の研修計画の簡素化又は廃止
- (イ) 多種多様な方法で資質の向上を図るため、継続研修の「みなし単位認定」の制限の緩和

3. 対応の方向

(1) 研修の内容面について

明細書作成等の実務能力のうち基礎的な能力については、実務修習によりこれを担保することが適切であるが、新人弁理士は社会人が大部分であることから、受講が過度の負担とならない期間・回数にて行うことにも配慮する必要がある。この点、なお不足するOJTの経験等については、日本弁理士会が実施している新人研修や「弁理士育成塾」⁴⁴などの取組により担保することが適切であると考えられる。

一方、継続研修については、研修の実施主体である日本弁理士会から、①グローバル対応のため外国の法律や運用等に関する研修を拡充すること、②地域・中小企業対応のため減免制度や補助金制度などの中小企業支援制度に関する研修を拡充すること、③実務能力の向上のため明細書作成などのより実践的な研修やベテラン弁理士によるOJTなどの機会を増加させること、などが提案されている⁴⁵。

これらを踏まえて、専門技術分野の能力、中小企業等のニーズを満たすための多角的な能力の修得、及び外国制度の知識と実務経験・コミュニケーション能力の向上については、日本弁理士会が既に行っている継続研修の研修内容を拡充⁴⁶し、模擬裁判（審判の口頭審理等含む。）などの座学で

⁴⁴ 明細書作成機会の少ない若手弁理士を実務段階へ円滑に誘導するための明細書作成に特化した演習指導型研修。東京・大阪において平成25年11月より実施。ベテラン指導者の指導のもとで、優れた技やノウハウを伝承し、短期に「明細書が書ける」弁理士を育成することを目的としている。

⁴⁵ 第3回弁理士制度小委員会における日本弁理士会提出資料「弁理士への期待に対する日本弁理士会の考え方」(平成25年10月)

⁴⁶ 継続研修では、すでに先端イノベーション分野における科目、海外の制度・運用に関する科目、及び中小・ベンチャー企業向けサービスに関する科目等が設定されている。第2回弁理士制度小委員会における日本弁理士会提出資料「研修の現状」p13

はない実践的な手法の導入やOJTの強化などにより担保することが適切であると考えられる。その際、①実践的な研修を弁理士が受講したことをクライアントが弁理士を選ぶ判断材料の一つとできるよう“見える化”すること、②こうした実践的な研修を一人事務所等の小規模事務所に所属する弁理士が受講できるよう日本弁理士会が支援すること、③実際にどのような研修が行われどのような効果があったのかなどについてフォローアップすることが適切であると考えられる。

(2) 研修の実施面について

実務修習に関する日本弁理士会の要望については、経済産業大臣が研修の実施主体であることから、それぞれ、(ア)については、課目免除を受けた者に特段の問題があったとの指摘がないこと、(イ)については、一定の能力を有する弁理士になるために要する期間について尋ねたアンケート調査結果⁴⁷を踏まえたものであること、(ウ)については、産業界からの要望にも合致する取組であることを踏まえ、特許庁において必要な検討を行うことが適切であると考えられる。

一方、継続研修に関する日本弁理士会の要望については、弁理士に対する様々なニーズに的確に対応するには、継続研修の実施主体である会自らがこれらのニーズに機動的に対応できるよう、その自主的な取組を推進することが有効であると考えられることから、継続研修が効果的に行われることが確保できる範囲内において、日本弁理士会の自治に委ねることが適切であると考えられる。

(3) 日本弁理士会による自主的な取組

実務修習や継続研修の枠組み以外でも、日本弁理士会は、専権業務に係る実務能力の向上のため、明細書作成に特化した長期研修（「弁理士育成塾」）の充実、海外弁理士団体との連携による海外知財制度の最新情報提供などに取り組むとしている⁴⁸。

したがって、弁理士に対する多様なニーズに応えられるよう、日本弁理士会において各ニーズに対応した研修や自主的な取組の充実を図ることが

⁴⁷ 「弁理士業務の実態及び意識の追加調査」（平成11年2月日本弁理士会）によれば、7.1年となっており、現在の弁理士法の規定（弁理士としての実務経験年数7年）は、これを踏まえたものである。

⁴⁸ 第2回弁理士制度小委員会における日本弁理士会提出資料「弁理士制度の見直しについて」（平成25年9月）p10

適切であると考えられる。また、実際にどのような取組が行われ、どのような効果があったのかなどについてフォローアップすることが適切であると考えられる。

おわりに

今般の弁理士制度見直しの議論は、平成 22 年度の特許庁産業財産権制度問題調査研究（NRI サイバーパテント株式会社：委員会全 4 回）から開始され、平成 24 年度の同調査研究（一般財団法人知的財産研究所：委員会全 6 回）を経て、平成 25 年 8 月に特許庁において本小委員会を立ち上げて審議を重ねてきた。

本報告は、これらの研究などを踏まえた弁理士制度見直しの検討の結果として位置付けられるものである。本報告の内容は、本小委員会の委員をはじめ、3 年以上の期間に渡って多くの方々から意見・要望を頂きながら検討を重ねてきた結論であり、そうした経緯からも十分に尊重されるべきものであると考えられる。

弁理士法は、旧法（大正 10 年法）から全て政府提案の法律として制定・改正されてきた唯一の士業法である。

まず、特許庁においては、これまでの改正と同様に、本報告を踏まえて速やかに弁理士制度を改善していくことが求められる。

また、今般の検討では、弁理士が多様なユーザーニーズに応えていくためには、法令改正のみならず、弁理士及び日本弁理士会による自主的な取組が強化されることが重要であるとの意見が多くあった。日本弁理士会には、例えば研修制度による弁理士の実務能力の向上、中小・ベンチャー企業に対する特許料の減免制度等の各種支援策の明確な説明、処分制度による不適切な弁理士への対処等について、これまで以上の自主的な行動が求められる。

とりわけ、今後、弁理士の使命の明確化等に伴って、弁理士及び日本弁理士会の自主的な取組が一層進むことが期待される。また実際に、弁理士の使命の明確化等が行われた後には、弁理士及び日本弁理士会によって経済社会・ユーザーの期待に応える成果がもたらされるよう、日本弁理士会には具体的な行動とその結果の説明が求められるであろう。

社会・ユーザーニーズは刻々と変化している。弁理士及び弁理士制度が引き続き経済及び産業の発展に資するには、今後とも時宜にかなった制度の見直しが必要であると考えられる。

今般の制度見直しで議論した事項の中には、必要性等について、現時点で

は委員の意見が一致しないものもあった。このような事項も含め、今後とも不斷の見直しを通じ、日本弁理士会をはじめとした関係者が絶えず問題意識を共有しながら、議論を進め、具体的な行動をとっていくことが何よりも不可欠であると考えられる。

I. 日本弁理士会における自治等の取組について

平成25年12月26日
日本弁理士会

日本弁理士会における自治等の取組について

1. 会員の処分に関する取組

弁理士は公共性の高い職種であり、国が適正な資質を有する者に限って資格を付与していることに鑑み、弁理士が業務を適正に遂行せず弁理士法に違反した場合には行政処分として経済産業大臣による懲戒制度⁴⁹が用意されている。

一方、日本弁理士会においても日本弁理士会会長による処分制度⁵⁰を整えており、弁理士に対する苦情受付、処分等も行っている。日本弁理士会は会員である弁理士を指導・監督する責任があり、必要な場合には、所管大臣の懲戒によらず自ら速やかに会員を処分、公表等をすることによって、弁理士・弁理士制度に対する信頼の向上に努めていく。

今般、弁理士の使命の明確化、役員解任権の廃止等が行われた場合、日本弁理士会が会員を指導・監督する責任や、日本弁理士会に対する社会からの期待はこれまで以上に大きなものになると認識している。本小委員会において頂いた、弁理士の懲戒、処分制度の機能・実績に関するご指摘を踏まえて、日本弁理士会の取組の現状について説明すると共に、今後の対応として、現行の処分スキームが弁理士の使命や社会の期待に沿うものであるかをあらためて検証して、必要な措置を講じる。

(1) 現状

日本弁理士会の会員に関するトラブル対応は、大きく分けると紛争の解決を求める「苦情申立」と「紛議調停の請求」、弁理士の処分を求める「処分請求」の2つになる。なお、「苦情申立」の結果に対して、「紛議調停の請求」、「処分請求」を求めることが可能である。

以下に制度の概要を述べるが、各手続は概ね別紙2のフローチャートに示すように進行する。

⁴⁹ 弁理士法第32条

⁵⁰ 日本弁理士会会則第49条

①苦情申立

苦情申立⁵¹の件数は、別紙1「処分実績」の下欄「5. 苦情相談窓口申立件数」にあるとおり減少傾向で推移しており、平成19年度から平成24年度の合計で129件であった。

②処分請求

処分⁵²の請求件数は、苦情申立から回付されてくるケースも含めて、別紙1の上欄「1. 処分請求（一般事案）」のとおりであり、平成19年度から平成24年度の合計で61件であった。

③紛議調停の請求

紛議調停⁵³の件数は、別紙1の最下欄「6. 紛議調停請求件数」のとおり、平成19年度から平成24年度の合計で7件であった。

④情報提供制度

会則は、会員は、他の会員が法若しくは法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと思料するときは、会長に対し、その事實を報告し、適当な措置をとるべきことを求めるものとする旨を定めている⁵⁴。また、各支部の支部規則は、支部長は、支部会員に弁理士法又は本会の例規の違反行為があると思料する場合には、すみやかにその旨を本会の会長に報告しなければならない旨を定めている。

⑤処分の方法

日本弁理士会が処分請求等に基づいて会員を処分する方法は（1）戒告、（2）この会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止、（3）経済産業大臣に対する懲戒の請求、（4）退会、の4種類⁵⁵である。処分件数は、平成19年度から平成24年度の合計で9件であった。

⑥処分の基準

平成24年3月からホームページにおいて、「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」を公表しているので、ご参照いただきたい。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/information/pdf/DisposalInvestmentCriterion.pdf

⁵¹ 日本弁理士会会則第48条の2「会長は、会員の業務に関する苦情を受けたとき又は会員の品位保持に関し必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対し、苦情事実の確認、必要な事実調査及び当事者間の意見調整を行うように指示し、並びに意見具申を求めることができる。」

⁵² 日本弁理士会会則第50条「何人も、会員について、第49条第1項に該当する事実があると思料するときは、会長に対し、その事實を報告し、当該会員を処分することを求めることができる。」

⁵³ 弁理士法第67条「弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。」

⁵⁴ 日本弁理士会会則第38条

⁵⁵ 日本弁理士会会則第49条第2項

(2) 当会の取組

①調査機能の周知による活用の促進

会則は、会長は、会員に処分に該当する事実があると思料するときは処分に係る手続を進める義務があることを定めている⁵⁶。一方で、会則は、会員は、他の会員が法若しくは法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めるものとする旨を定めており⁵⁷、いわゆる違反行為を見つけた際の会員の申告義務を定めている。また、当会の処分制度は、何人も会長に対し処分請求ができる制度である。すなわち、会員、一般の何人もが会長に対して処分を求めることができる制度となっている。

この情報提供制度、一般ユーザー等からの申告制度の存在を、平成 25 年度末までにホームページにおいて改めて周知する。

②標準処理期間の公表

苦情相談窓口における対応の期間⁵⁸、処分請求を受けてから処分までに要する期間⁵⁹、紛議調停請求から結審までの期間⁶⁰は、それぞれ当会の例規に規定されている。この処理期間を公表してユーザーの目安とする。

この公表はホームページにおいて平成 25 年度末までに行う。

③処分等の件数の公表

別紙 1 に記載した各処分実績を、ホームページにおいて公表する。これは平成 25 年度末までに行う。

④処分事案の公表

現在、会報である「JPAA ジャーナル」において、処分対象者の氏名、処分の種類を公表している。これを、処分結果の軽重を問わず、処分対象者の氏名、処分の種類、事案の概要をホームページにおいて公表する。

このための会則等⁶¹の改正を平成 26 年度末までに行う。

⑤調査、審査組織における外部委員の登用

現在、コンプライアンス委員会の委員として弁理士兼弁護士を登用し、

⁵⁶ 日本弁理士会会則第 51 条第 1 項

⁵⁷ 日本弁理士会会則第 38 条

⁵⁸ コンプライアンス委員会は原則として 2 月以内に相談対応を終了する（内規第 105 号「弁理士業務に関する苦情相談窓口設置規則」）

⁵⁹ 綱紀委員会は 6 月以内に調査の結果を出すように努めること（会令第 38 号「綱紀委員会規則」）、審査委員会は 50 日以内に決議しなければならないこと（さらに 50 日の延長が可能）、審査委員会の決議に異議が申立てられ覆審部が開催された場合は 30 日以内に決定すること（さらに 30 日の延長が可能）（会令第 37 号「審査委員会規則」）等が定められている。

⁶⁰ 紛議調停委員会は、目安として、原則として 1 月に 1 回以上の期日を開催し、4 回の期日以内に結審する。

⁶¹ 日本弁理士会会則第 53 条（処分の執行及び公告）、第 145 条（情報の公表）

不服審議委員会⁶²では弁護士が過半数を構成し、かつ、綱紀委員会、審査委員会は顧問弁護士を擁している。これを見直して学識経験者等の登用を行うために必要な例規の改正を平成26年度末までに行う。

⑥その他、会長の関与、処分の量定について

綱紀委員会、審査委員会における調査、処分の様々な手続に会長が関与する。これは、関係人、官公署その他に対して情報の提供、資料の提出を求める必要があるときに会長に要請すること、会長は調査結果を速やかに報告を受け、会長は審査委員会に事案を送致しなければならないこと、審査委員会の決議に異議を申し立てることができることなどである。これは、綱紀委員会、審査委員会の独自の判断に齟齬が起きていなかを確認するチェック機能であって、会長の恣意による判断を介在させるためではないことを申し添えたい。

なお、「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」において公表している処分基準については、今後、ユーザー等のご意見を頂戴することによって処分量定を適宜見直していく。

2. 苦情等の受付に関する取組

中小企業等が安心して弁理士に相談し、業務を依頼できるようにするには、弁理士に対する不満やトラブルを迅速かつ的確に解消する必要がある。当会では、従来から「トラブル相談窓口」を開設しているところであるが、ユーザーの声を今以上に幅広く拾い上げ、会員に対し適切な指導・監督を行う。

(1) 現状

当会は、従来から「トラブル相談窓口」を開設して、主として、電話、書簡に等による苦情受付を行ってきた。しかし、別紙1に記載のとおり、苦情相談窓口に申立がある件数は減少傾向にある。

⁶² 日本弁理士会会則第55条、会令第77号「不服審議委員会規則」

(2) 当会の取組

① 苦情受付機能の強化

弁理士とユーザーとの間でトラブルが発生した場合、当会はユーザーからの苦情、処分請求等の受け付け、トラブル解消に今以上に努める。その第一弾として、12月中旬より苦情受付機能の強化としてホームページのトップ画面に「トラブル相談窓口」のアイコンを配置した。

このホームページ改修に伴い、トラブル解決に向けた予見性を高めるため、「トラブル相談窓口」のアイコンに別紙3に示すように当会のトラブル解決のための制度の概略を掲載した。また、当会に対する苦情申立てに関する申立人の心理的・実務的ハードルを下げるため、従来は電話による受付を基本としていたものを、一定の書式に記入いただく形式へと変更した。

これにより、弁理士とのトラブルに遭遇したユーザーが躊躇することなく当会にアクセスして来ることを期待する。

② 苦情事例集の発行

当会では、平成24年3月にコンプライアンス委員会において、平成15年度以降に発生した会員に対する苦情事例全体を分析して類型化した「会員に対する苦情事例集(第六集)」を会員に配布したところである。これは、会員に対して、類似事案の発生を未然に防止する効果を期待したものである。

このような事例集の発行を、処分事案についても行うなど会員の啓発に努め、将来に亘って会員に対する注意喚起を行う。

3. 事務所内情報遮断措置（チャイニーズウォール・ルール）に関する取組

(1) 現状

先願主義の下で日常的に依頼者の秘密情報を扱っている弁理士にとって、その情報管理の徹底は職務上非常に重要な事項であり、各特許事務所、特許業務法人では、事務所内又は法人内において担当者を明確に分け、情報管理を適切に行うなど、依頼者の信用に応えるために必要な措置を既に講じてきている。実際に、コンプライアンス委員会において平成15年度以降に発生した会員に関する苦情事例全体を分析しても事務所・法人内の情報

管理の不備に関連した苦情は一例もなかった。

しかしながら、どの程度の情報遮断措置が必要かつ十分であるかについては、これまで当会としては具体的に示して来なかつたことから、会員に対し標準的なルールを示すことが喫緊の課題であると認識している。

なお、平成19年の弁理士法改正によって弁理士に受講が義務付けられた継続研修では、必須科目⁶³の「倫理集合研修」において少人数グループによる討論形式の研修を行っており、その中の重要なテーマの一つとして利益相反規定を挙げている。そして当該テーマの中で、職務の公正さを確保するにはチャイニーズウォール（情報遮断措置）が特許業務法人内で適切に構築され、特許業務法人内部で共有すべき情報と共有してはならない情報とが適切に峻別されたうえで、秘密管理が徹底されていることがポイントである旨を指摘している。

(2) 当会の取組

事務所内情報遮断措置（チャイニーズウォール・ルール）に関するご指摘を受けて、コンプライアンス委員会において、事務所内情報遮断措置の明確化について検討し、その結果を踏まえて、平成26年4月末までに会員に周知徹底する。

具体的には、以下の内容を明確化して周知徹底する。

- ① 弁理士が共同する事務所において、所属弁理士の業務の分離、案件記録の分別管理、弁理士・補助者のセクション別管理の確立、セクション毎専従体制の構築、電話・FAX等の情報通信機器、電子メールを含めたOAシステムについての情報遮断措置の徹底によって、職務上の秘密が事務所、特許業務法人の内部においても開示されず、かつ秘密の共用または漏洩を阻止する体制が、依頼者に対する関係と同時に、相手方当事者に対する関係においても明示され、その履行を担保する措置がとられていることが必要であること。
- ② 情報遮断措置が講じられている場合であっても利益相反行為の判断は個別具体的な判断に拠らざるを得ないこと。
- ③ 個別具体的判断に際しては、事務所内情報遮断措置に関して事務所、特許業務法人内において、(ア)手続が文書化されていること、(イ)弁理士を含めた従業員の業務等に対する社内検査体制が確立されていること、(ウ)内部部門間での情報のやり取りについてのコンプライアン

⁶³ 日本弁理士会会則第57条第2項第1号、継続研修実施細則第8条第1項

ス部門による監視がなされていること、(エ) 弁理士を含めた従業員に対して研修等によるトレーニングがなされていること等が判断の基準となること。

4. 小規模事務所の事業の継続性の確保に関する取組

現在、弁理士事務所（特許事務所）全体の中で弁理士一人事務所の割合は約67%であり、これは全弁理士の約28%によって構成されている。特許権等の産業財産権はその存続期間が長期に亘るため、一人事務所においては、弁理士に不測の事態が起こった場合に依頼者に多大な損害を及ぼすことが懸念されており、当会においても以下に述べるように、弁理士業務の継続性を担保する円滑な引継を目的としたシステムを構築してきた。

しかしながら、今般、弁理士一人事務所に起因するトラブルに関するご意見を頂戴したことを踏まえて、当会における取組を進める。

(1) 現状

当会では、平成7年に、弁理士が執務不能となった場合に弁理士相互の円滑な事務引継ぎを図ることにより、事業の継続性を担保し、弁理士と依頼者との相互信頼を確保することを目的として「事務引継規程」⁶⁴を制定した。

しかしながら、この「事務引継規程」は現在まで殆ど利用されていない。その理由は、目的を弁理士が執務不能となった場合に限定していること、引継ぐ弁理士を定めたとしても当該弁理士との間で将来に亘って良好な関係を維持できるとは限らないことなどが考えられる。

そこで、当会では平成22年に、執務不能となった場合に限らず弁理士同士の様々な連携を図るために、連携の相手方となる弁理士を検索することができる「会員マッチングシステム」⁶⁵を構築した。このシステムは、次の4つの連携を目的として希望弁理士の登録を行うものであり、登録した弁理士は他の弁理士との合意によって連携ができる。

①定常的連携

弁理士一人等の少規模事務所が万一の場合に備えて非常時に助け合えるようにするための連携、自己の専門外のスキルを持った弁理士との連携、共同バックオフィスの設置を目的とした連携、ベテランによる若手弁理士の育成を目的とした連携など幅広い目的のための登

⁶⁴ 内規第48号

⁶⁵ 内規第108号

録。本年 12 月上旬現在で 122 件の登録がある。

②共同化を前提とした連携

一人弁理士事務所から複数弁理士事務所への移行や、将来的な他の事務所との合併等を図るための登録。同 70 件の登録がある。

③業務引渡を前提とした連携

事務所の後継者探しなど、依頼者の同意を得た上で他の弁理士に業務を引き渡すための登録。同 2 件の登録がある。

④業務引受を前提とした連携

新たに事務所を開設した弁理士が、廃業予定の弁理士の業務を引受けるための登録。同 174 件の登録がある。

また、当会では、「弁理士業務標準（第 6 版）」（平成 25 年 2 月発行）の中で、「弁理士 1 人事務所運営における指針」を示し、「事務引継規程」の活用等による不測の事態に備える対応を呼びかけている。なお、会員同士のグループによる自発的な交流の場においても、円滑な事業承継が行われるよう取組んでいる。

(2) 当会の取組

- ① 「弁理士ナビ」に、「他の事務所との連携状況」、「業務引継（後継者選定状況）」に関する欄を設け、一人事務所の会員に対して届出を促し、届け出のあった会員のみ「弁理士ナビ」の該当欄に記入できるようにする。また、この欄による検索機能を盛り込み、ユーザーの利便性を向上させる。この取組は例規改正と弁理士ナビの改修を伴うため、平成 26 年度末までに行う。
- ② 「会員マッチングシステム」を導入して 3 年であるが、十分な活用がされているとは言い難い状況であるため、会員弁理士に対する周知、活用促進を図ると共に、引き続き依頼者に対する責任を全うするための注意喚起を、適宜呼びかけたい。
- ③ 一人事務所を経営する弁理士向けに、（例えば事務所の業務から離れることができる夜間等に）、「事務引継規程」や「会員マッチングシステム」の説明を含む事業承継に関するセミナーを開催することを検討し、適宜実施する。

5. 弁理士ナビの改良等による弁理士へのアクセス改善に関する取組

中小企業等による弁理士へのアクセスを改善するため、日本弁理士会では、第3回小委員会の参考資料で述べたとおり、中小企業向けセミナーや無料相談会、出願等支援制度など現在日本弁理士会が行っている中小企業支援事業の更なる拡充、減免制度や補助金制度に関する弁理士向けの研修の実施等の取組を進める。

また、本小委員会において、弁理士アクセスの改善等に向けて、弁理士検索システムである「弁理士ナビ」(日本弁理士会ホームページにて提供)の表示項目や使い勝手の改善、研修受講実績の見える化等が求められるとのご意見を頂いたことから、以下、この点に関する日本弁理士会の取組について説明する。

(1) 現状

当会ホームページにおいて公開している「弁理士ナビ」⁶⁶に掲載している情報は、「基礎情報」と「任意情報」の2種類に分かれている。「基礎情報」として、登録番号・登録年月日、通算登録期間、資格取得事由、侵害訴訟代理付記日、継続研修受講歴、特許庁保有取扱分野情報、経済産業大臣の処分、試験における選択科目を、「任意情報」として、各専門分野の実務経験、取扱業務、中小・ベンチャー企業支援意思の有無・実績、大学・TLI支援意思の有無・実績、侵害訴訟・審決取消訴訟の経験の有無、ADR機関における仲裁・調停代理の経験の有無、その他保有する資格、実務経験、経歴情報等を掲載している。

また、研修受講実績は、弁理士ナビから「受講歴公表ページ」にリンクすることによって、個々の弁理士の研修受講状況を確認することが出来る。ここでは、弁理士法第31条の2に定める日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修（継続研修）の受講状況として、当該弁理士が受講した「研修名（研修の科目名）」、「形態（集合研修、e-ラーニング、外部認定機関研修等の区別）」、「単位数」を、また、研修単位として認定される当該弁理士の「講師活動」、「著作活動」（各10単位まで単位認定が可能）として、特例単位の単位数を確認することが出来る。

⁶⁶ 弁理士法第77条、弁理士法施行規則第34条、第35条、日本弁理士会会則第145条に基づく情報公開の手段

(2) 当会の取組

弁理士ナビ、研修受講歴に関するユーザーからのご意見を反映して、以下の機能追加等の改修を行う。

- ① 研修受講歴による弁理士の検索機能追加を、平成 26 年度末までに行う⁶⁷。これは、従来、個々の弁理士単位でのみ閲覧できた研修受講履歴に加えて、弁理士に相談することを検討しているユーザーのアクセスを改善するため、研修の内容からその研修を受講した弁理士の検索を可能にするものである。
- ② 研修未受講者を検索できる機能追加を、平成 26 年度末までに行う。
- ③ 弁理士の講師活動、著作活動の内容を、研修受講歴において開示するための改修を、平成 25 年度末までに行う⁶⁸。
- ④ 中小・ベンチャー企業、大学等の支援実績⁶⁹に基づく検索を可能とする機能追加を、平成 26 年度末までに行う。
- ⑤ 任意情報欄に虚偽の情報を掲載した会員は、会則に定める品位保持義務⁷⁰、広告・宣伝⁷¹違反として処分の対象となる。

⁶⁷ 「研修分野を指定した検索機能」として、現在の継続研修計画を策定する際に付与している 12 分野を選択した検索機能を、「フリーキーワードによる検索機能」として、任意の文字列による検索機能を追加する。また、「研修分野を指定した検索機能」と「フリーキーワードによる検索機能」の 2 つを組み合わせた検索も可能とする。

⁶⁸ 講師活動、著作活動を行っている弁理士は、当該分野においてより専門性が高いことが推測されるため、(1)「講師活動」の内容として当該弁理士が講師を務めた「研修科目名」と「単位数」を、(2)「著作活動」の内容として当該弁理士が「執筆した書籍名」と「単位数」を表示する。また、「講師活動」と「著作活動」の新たな表示は、特例単位として認められる研修単位の上限（各 10 単位）とは関係なく、当該弁理士から申請のあったものを全て表示する。

⁶⁹ 現在も支援意思の有無で検索することは可能。

⁷⁰ 日本弁理士会会則第 41 条

⁷¹ 日本弁理士会会則第 42 条

平成25年12月4日

(注)・事業調査の関係で、処分請求があつた年度と処分した年度が異なる場合がある。
・処分決定後、次格事由等により弁理士登録を抹消し、処分を執行しなかつた事業を含む。

処分実績

1. 処分請求(一般事業)

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
処分請求件数	10	処分件数	8	処分請求件数	14	処分請求件数	4	処分請求件数	9	処分請求件数	16	処分請求件数	4
処分件数	3	処分件数	2	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	2
戒告	1	戒告	1	戒告	1	（会員の権利停止 内訳）	（会員の権利停止 内訳）	（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	2
（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1
経済産業大臣に 対する懲戒請求				退会	1	退会	1	退会	1	退会	1	退会	
退会	1												

2. 繼続研修未受講

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		25
調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	調査対象件数	25
処分件数	0	処分件数	0	処分件数	0	処分件数	0	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	5	8
戒告		戒告		戒告		戒告		戒告	1	戒告	1	戒告	5	7
（会員の権利停止 内訳）		（会員の権利停止 内訳）		（会員の権利停止 内訳）		（会員の権利停止 内訳）		（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1	（会員の権利停止 内訳）	1	1
経済産業大臣に 対する懲戒請求				退会										
退会														

3. 会員滞納による退会処分

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
0	2	0	0	0	1	9	4	2	1	7	13	3	3
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

4. 処分者合計

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
3	4	1	9	4	1	9	4	2	1	7	13	10	12
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

5. 告情相談窓口 申立件数

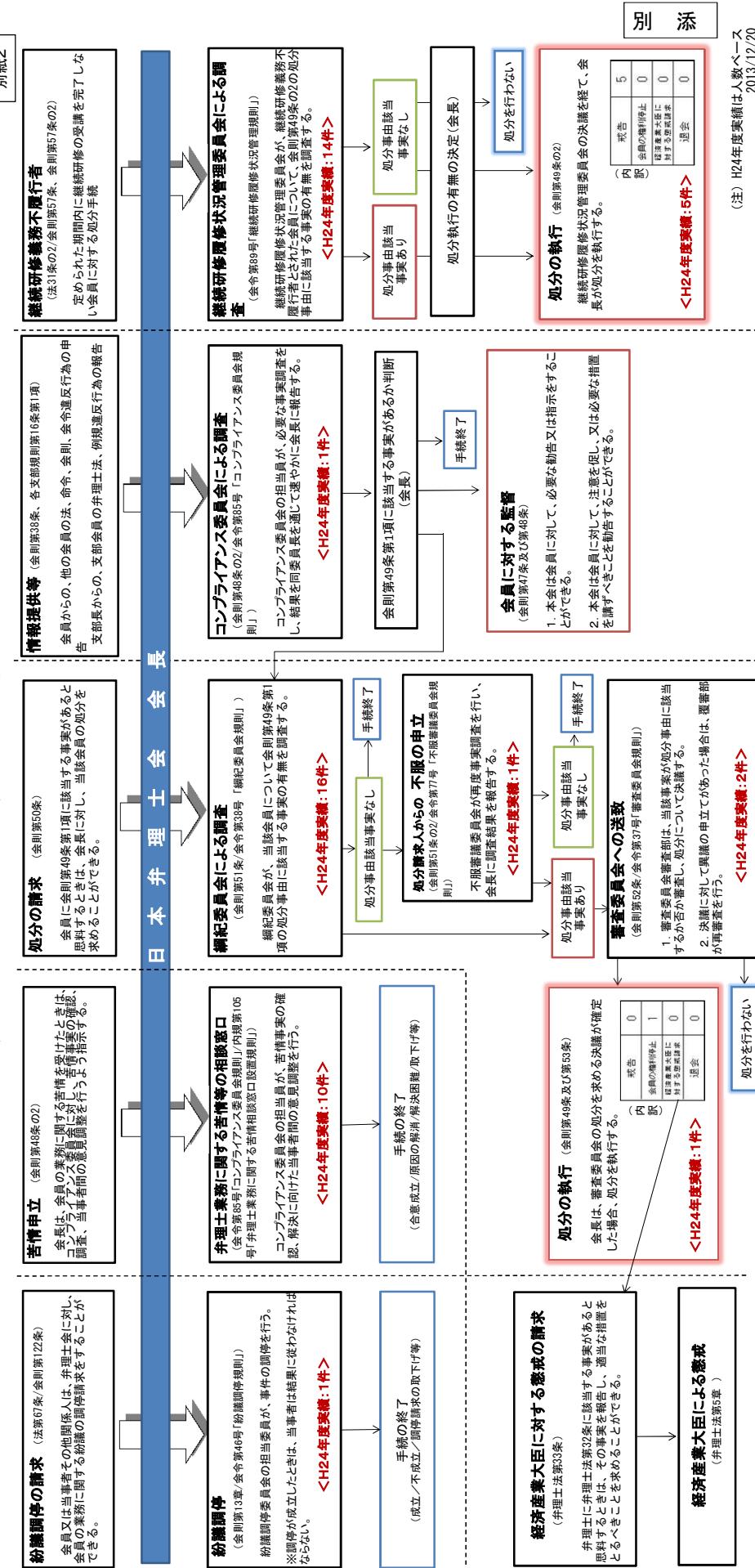
平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
29	25	26	23	16	1	10	1	1	1	7	13	10	12
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

6. 紛議調停請求件数

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
2	1	0	2	1	0	2	1	1	1	1	1	1	1
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度

四 添

日本弁理士会会則等に基づく会員の処分等手続フローチャート



(注) H24年度実績は人數ベース
2013/12/20

ホームページトップ画面の「トラブル相談窓口」

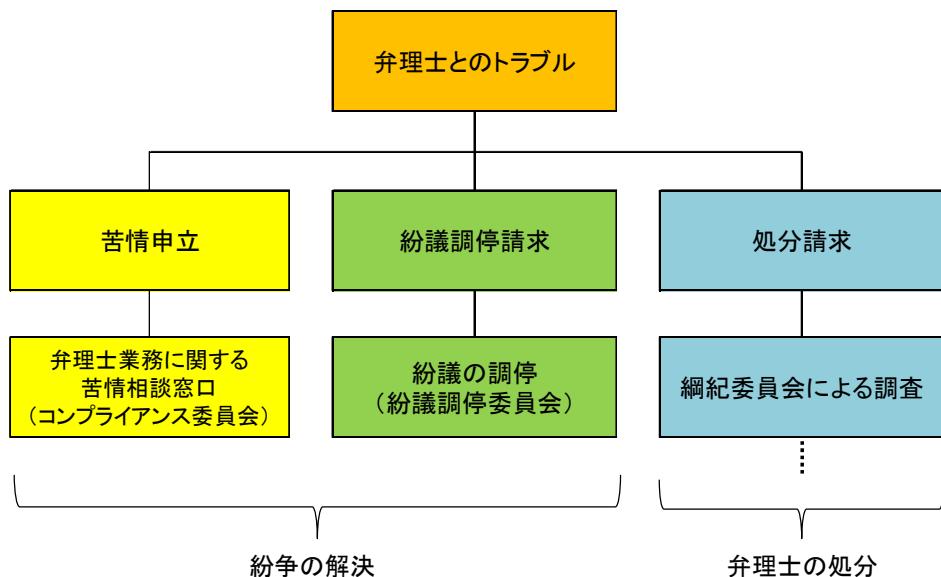
弁理士とトラブルになったら

弁理士の業務に関する苦情、不満など、依頼者と弁理士との間でトラブルが生じた場合、日本弁理士会には次のような制度があります。

弁理士業務に関する苦情等相談窓口（苦情申立）

紛議の調停

処分の請求



お問い合わせ

弁理士業務に関する苦情等相談窓口（苦情申立）

弁理士の業務に関する苦情等について迅速かつ柔軟に対応するために「弁理士業務に関する苦情等相談窓口」を設置しています。苦情相談窓口は、依頼者と弁理士とのトラブルが発生した場合の入口（最初の窓口）としての機能も果たしています。

苦情相談窓口ではコンプライアンス委員会に所属する実務経験豊富な弁理士が、当事者双方から事情を伺い、問題点の整理を行ったうえで、当事者の歩み寄りの可能性、妥当な解決方法等について、公平な立場で対応・検討します。

紛議の調停

出願等の手続は、依頼者と弁理士の間の信頼関係によって行われますが、万が一、両者の間にトラブルが生じたような場合、日本弁理士会では申立てによって紛議の調停を行うことがあります。

申立てを受けると、当会の紛議調停委員会が事実関係の調査を行い、調停を行うことを相当と認めたときは、この委員会が公平な立場から調停にあたります。

紛議の調停では、当事者双方の歩み寄りによる問題解決を基本としながら、紛議調停委員会による一定の権限のもと（調停出頭義務、調停結果に従う義務）、厳格な手続によって調停が行われます。

処分の請求

弁理士に、法令若しくは日本弁理士会の例規、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があると考える場合は、誰でもその弁理士に対する処分を日本弁理士会の会長に求めるすることができます。処分の請求があったときは、綱紀委員会が当該事案を調査し、当該弁理士について処分事由に該当する事実が認められる場合は、さらに処分に係る手續が行われます。

お問い合わせ

WEB	お問い合わせフォーム
※ WEB でお問い合わせいただいた方には、追って日本弁理士会の担当者よりご連絡のうえ、詳しいご説明をします。	
TEL	03-3519-2716 (日本弁理士会 会員課 直通)

「トラブル相談窓口、お問い合わせフォーム」

弁理士の業務に関するトラブルについてのお問い合わせを受付しております。

ご入力いただきました内容を確認後、追って日本弁理士会よりご連絡*のうえ、詳しいご説明をします。

(*原則、平日の 9:00~17:00 の間)

【注意点】

「*」は必須項目です。必ず入力してください。

●ご相談者

1. 氏名（フルネーム）*
2. フリガナ*
3. 郵便番号
4. 住所
5. 電話番号* ※平日 9:00~17:00 時の間で連絡のつくもの
6. FAX番号
7. e-mail*（ご相談内容を自動返信し、ご確認いただけます）
メールアドレス：
メールアドレス（再入力）：
8. 備考（予備の連絡先等があればお書きください）

●相手方の弁理士について

9. 弁理士名*

●ご相談内容

10. 差支えない範囲でトラブルの概要をお書きください。また、どのような解決を望んでいるのかお書きください。
ご相談内容*

●最終のご確認

11. ホームページ「弁理士とトラブルになったら」に記載されている、当会の3つの制度（苦情申立、紛議の請求、処分の請求）の概要についてお読みいただけましたか。
 はい。制度の概要を読みました。

ご入力が完了しましたら、送信ボタンを押してください。



II. 平成 19 年法改正の附則及び附帯決議

附則第 6 条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

参議院経済産業委員会 附帯決議 平成 19 年 4 月 10 日

近年、産業の国際競争が激化し、知的財産の戦略的な創造・保護・活用の必要性が高まる中で、弁理士の果たす役割が一層重要になっていること及び弁理士に対する社会的信頼を更に高める必要があることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 登録前実務修習については、弁理士が知的財産専門職として業務を遂行し得るようにするため、その導入に当たっては、実務能力や倫理観という弁理士に必要な資質を十分担保できるよう、そのカリキュラム及び受講時間を決定するとともに、この実務修習の趣旨が弁理士制度に徹底するよう努めること。また、弁理士試験の一部免除により弁理士になる者の資質が低下しないよう十分配慮するとともに、その国際的資質を更に向上させるよう工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にする措置を検討すること。
- 二 弁理士の名義貸しの禁止については、かかる事態が生じないようにするために、補助員の業務に関するガイドラインを整備するなどして法の名義貸し禁止規定が適正に運用されること。
- 三 特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用について、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討すること。また、弁理士の一人法人制度の導入その他の残された課題を含め、弁理士制度の在り方について、知的財産をめぐる国内外の動向や利用者のニーズ等を踏まえ、幅広い観点から更に検討を行うこと。
- 四 大企業のみならず中小企業においても知的財産権の積極的な取得や活用を促進するため、大都市圏以外の地域においても弁理士の知的財産専門サービスを十分受けられるようにするため、日本弁理士会等と連携を図り、必要な措置を講ずること。

衆議院経済産業委員会 附帯決議 平成19年6月8日

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 弁理士に期待される社会的役割が増大する中で、弁理士を含めた知的財産人材の育成に努めるため、公的支援も考慮しつつ、必要な措置を講じること。また、登録前実務修習については、弁理士に必要な能力を担保できるものとするよう十分措置するとともに、日本弁理士会が行う定期的義務研修については、弁理士の不断の自己研鑽を促し、弁理士の資質の維持・強化に資するよう、適切な制度設計を行うこと。
- 二 弁理士試験の一部免除について、受験者の負担軽減が弁理士の資質の低下を招くことのないよう十分配慮すること。また、海外での知的財産権の戦略的な取得及び活用が重要となっている現状にかんがみ、弁理士の国際的資質を確保するよう、工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にするための措置を検討すること。
- 三 弁理士への信頼性を確保するため、弁理士の名義貸し禁止規定の趣旨が徹底されるよう、弁理士の補助員の業務に関するガイドラインを整備するなどの措置を講じること。併せて、弁理士に対する経済産業大臣による懲戒や日本弁理士会による処分についても、それぞれの措置の運用基準を整備すること。
- 四 特定侵害訴訟制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用については、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討を進めること。
- 五 地域において知的財産制度の積極的な活用を促進するよう、弁理士に関する情報の提供を含め、地域ブランドや地域資源の活用による地域・中小企業の活性化などの各種の取り組みに、弁理士が積極的に関与しうるための施策の実現を図ること。

III. 知的財産政策ビジョン及び知的財産推進計画 2013（抄）

知的財産政策ビジョン（平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部）（抄）

- 海外における知財活動支援（アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化）
- 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、企業 OB や弁理士を含む知財人財を活用して現地大使館やジェトロなど在外における支援の体制や取組を強化し、各国の知的財産制度の適切な運用に向けた働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での日本企業のエンフォースメントや日本ブランド推進を含めた知的財産活動の支援を一層充実させる。（経済産業省、外務省）
 - 世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財の育成
 - グローバル競争時代における企業の事業活動に資する弁理士を始めとした専門家の育成・確保を図る。

知的財産推進計画 2013（平成 25 年 6 月 25 日知的財産戦略本部）（抄）

- （在外における現地サポート体制の強化）
- 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業 OB などの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。（短期・中期）
(経済産業省、外務省)
 - （弁理士制度の見直し）
 - 中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。（短期）（経済産業省）
(中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実)
 - 知財総合支援窓口において、弁理士、弁護士、企業 OB を含む専門家、海外知的財産プロデューサーを一層活用し、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制を整備する。（短期）（経済産業省）
(知財人材によるコンサルティングを促進するための環境整備)
 - 中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。（短期・中期）（経済産業省）

IV. 平成 24 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」(一般財団法人知的財産研究所) のアンケート結果概要について

1. 調査研究の概要

本調査研究は、平成 24 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究事業として、一般財団法人知的財産研究所に委託して行ったものであり、アンケート調査、ヒアリング調査、海外調査及び委員会を開催し、報告書として取りまとめたもの。以下、アンケート調査の一部を示す。

2. アンケートの趣旨

平成 19 年の弁理士法改正から 5 年を経過することに加え、近年の知的財産を取り巻く情勢の変化により、弁理士のグローバルな観点での活動や中小企業などを中心として、企業の事業・経営戦略にまで踏み込んだ活動がいっそう望まれるようになってきていることを踏まえ、我が国の弁理士制度の実態と問題点を把握することを目的として行った。

3. アンケートの送付先

①登録弁理士 9,510 名、②日本知的財産協会 (JIPA) の正会員企業 906 社、及び③中小企業 592 社にアンケートを送付した。また、日本知的財産協会の正会員企業、中小企業、都道府県の中小企業への知財支援窓口、特許事務所等 22 か所にヒアリング調査を実施した。

※中小企業 592 社 :

①中小企業庁発行「元気なモノ作り中小企業 2009 年度」の対象企業 (300 社)

②特許庁発行「知財で元気な中小企業 2007」の対象企業 (110 社)

※①と②の重複した企業を除く

③出願件数上位の中小企業 (196 社)

※ 2008 年に公開された特許・意匠・商標データを用いて集計

④上記①～③について日本知的財産協会の正会員企業と重複する企業を除く

(回収率)

	弁理士	JIPA	中小企業
配布数	9,510	906	592
回収数	2,637	426	123
回収率	27.7%	47.0%	20.8%

4. アンケート結果の概要

次ページ以降のとおり。

(弁理士向けアンケート)

- 問 過去3年間の業務の中で、下記イ、ロ、ハの業務に関する作業量（時間）の割合はどの程度ですか。下記(1)～(3)について最も当てはまると思われる割合を選んでください。
- イ. 日本の特許庁への出願・中間処理（拒絶査定不服審判等を含む）の手続の代理等（弁理士法第4条第1項業務）
- ロ. 外国の官庁等への出願・中間処理（拒絶査定不服審判等を含む）の資料の作成等（弁理士法第4条第3項業務）
- ハ. 上記以外の業務

(1) 弁理士としての全作業量（時間）のうち、

	件数			割合		
	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
1 0%	137	354	452	5.2%	13.4%	17.1%
2 ~1%	17	67	121	0.6%	2.5%	4.6%
3 ~2%	14	64	86	0.5%	2.4%	3.3%
4 ~5%	50	201	279	1.9%	7.6%	10.6%
5 ~10%	107	351	362	4.1%	13.3%	13.7%
6 ~25%	280	815	488	10.6%	30.9%	18.5%
7 ~50%	713	497	234	27.0%	18.8%	8.9%
8 ~75%	856	87	114	32.5%	3.3%	4.3%
9 ~100%	414	11	154	15.7%	0.4%	5.8%
無回答	58	197	355	2.2%	7.5%	13.5%
回答者数	2,637	2,637	2,637			

(2) イ. の作業量（時間）のうち、

	件数			割合		
	特実	意匠	商標	特実	意匠	商標
1 0%	181	985	884	6.9%	37.4%	33.5%
2 ~1%	11	169	134	0.4%	6.4%	5.1%
3 ~2%	4	139	106	0.2%	5.3%	4.0%
4 ~5%	16	253	176	0.6%	9.6%	6.7%
5 ~10%	36	189	206	1.4%	7.2%	7.8%
6 ~25%	50	171	285	1.9%	6.5%	10.8%
7 ~50%	133	18	87	5.0%	0.7%	3.3%
8 ~75%	466	8	54	17.7%	0.3%	2.0%
9 ~100%	1,588	20	109	60.2%	0.8%	4.1%
無回答	156	690	601	5.9%	26.2%	22.8%
回答者数	2,637	2,637	2,637			

(3) ロ. の作業量（時間）のうち、

	件数			割合		
	特実	意匠	商標	特実	意匠	商標
1 0%	349	1,289	1,107	13.2%	48.9%	42.0%
2 ~1%	20	109	95	0.8%	4.1%	3.6%
3 ~2%	9	72	62	0.3%	2.7%	2.4%
4 ~5%	23	117	113	0.9%	4.4%	4.3%
5 ~10%	15	88	114	0.6%	3.3%	4.3%
6 ~25%	53	72	149	2.0%	2.7%	5.7%
7 ~50%	87	18	70	3.3%	0.7%	2.7%
8 ~75%	238	11	61	9.0%	0.4%	2.3%
9 ~100%	1,576	21	112	59.8%	0.8%	4.2%
無回答	269	842	757	10.2%	31.9%	28.7%
回答者数	2,637	2,637	2,637			

別添

(企業向けアンケート)

問 弁理士に依頼した特許庁への出願手続等の代理について、弁理士に対する評価を教えてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	22	5.2%	18	14.6%
2 期待したとおりの代理をしてもらえた	225	52.8%	87	70.7%
3 期待したとおりの代理をしてもらえなかった	71	16.7%	11	8.9%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	181	42.5%	14	11.4%
無回答	2	0.5%	2	1.6%
回答者数	426		123	

(企業向けアンケート)

問 「3. 期待したとおりの代理をしてもらえなかった」→(1)回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 発明に関する技術的な知識や理解が不足している	53	74.6%	1	9.1%
12 法律や審査基準等の知識や理解が不足している	8	11.3%	1	9.1%
13 明細書の作成能力が不足している	51	71.8%	6	54.5%
14 意匠登録に関する専門的な知識や理解が不足している	3	4.2%	0	0.0%
15 商標登録に関する専門的な知識や理解が不足している	0	0.0%	2	18.2%
16 出願から権利取得までの手続(中間処理等)に関する知識や理解が不足している	8	11.3%	3	27.3%
17 依頼した弁理士が得意にしている工業所有権の分野(特実・意・商)が偏っている	8	11.3%	1	9.1%
18 その他	8	11.3%	1	9.1%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	71		11	

別添

(企業向けアンケート)

問 弁理士に依頼した外国出願関連業務（資料・翻訳文作成、外国の代理人への媒介、これらに関する相談）について、弁理士に対する評価を教えてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼していない	49	11.5%	49	39.8%
2 期待したとおりの業務を行ってもらえた	223	52.3%	65	52.8%
3 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった	77	18.1%	4	3.3%
4 複数の弁理士に依頼したが、その能力にばらつきが大きい	139	32.6%	6	4.9%
無回答	0	0.0%	2	1.6%
回答者数	426		123	

(企業向けアンケート)

問 「2. 期待したとおりの業務を行ってもらえた」→(1)回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 期待したとおりの資料や翻訳文の作成をしてもらえた	136	61.0%	36	55.4%
12 期待したとおりの外国の代理人への媒介をしてもらえた	146	65.5%	36	55.4%
13 期待したとおりの相談ができた	78	35.0%	22	33.8%
14 その他	3	1.3%	0	0.0%
無回答	17	7.6%	6	9.2%
回答者数	223		65	

(企業向けアンケート)

問 「3. 期待したとおりの業務を行ってもらえなかった」→(2)回答の理由を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 外国の法律や審査基準等の知識や理解が不足している	31	40.3%	2	50.0%
22 条約の知識や理解が不足している	2	2.6%	0	0.0%
23 資料や翻訳文の作成能力が不足している	26	33.8%	0	0.0%
24 外国の代理人に関する知識や外国の代理人との意思疎通能力が不足	25	32.5%	1	25.0%
25 外国の代理人からの連絡を取り次ぐだけで、弁理士としての助言などがない	38	49.4%	1	25.0%
26 その他	5	6.5%	1	25.0%
無回答	1	1.3%	0	0.0%
回答者数	77		4	

別添

(企業向けアンケート)

問 弁理士に依頼した業務に関して問題はありましたか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 特に問題はなかった	280	65.6%	97	78.9%
2 問題があった	140	32.8%	20	16.3%
無回答	7	1.6%	6	4.9%
回答者数	427		123	

(企業向けアンケート)

問 「2. 問題があった」→(1) どのような点に問題がありましたか。当てはまると思われるものをすべて選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 依頼者の意見を踏まえた手続等をしない	35	25.0%	6	30.0%
12 依頼者への確認をしないで手續等をすすめる	27	19.3%	0	0.0%
13 最初に、料金の明確な説明がない	17	12.1%	4	20.0%
14 請求された料金の積算根拠が明らかでない	29	20.7%	3	15.0%
15 弁理士の補助者に業務を任せすぎている	59	42.1%	10	50.0%
16 広告、宣伝又は勧誘の方法が適切ではない	3	2.1%	0	0.0%
17 その他	41	29.3%	3	15.0%
無回答	3	2.1%	2	10.0%
回答者数	140		20	

(企業向けアンケート)

問 ある特許出願に関する発明発掘、権利化、ライセンス交渉、訴訟等の各段階の担当者について、最も当てはまると思われるものを1つ選んでください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する	43	10.1%	47	38.2%
2 同一の社内人材が全段階を担当し、同一の外部弁理士が部分的に支援する	79	18.5%	22	17.9%
3 同一の社内人材が全段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する	47	11.0%	11	8.9%
4 同一の社内人材が全段階を担当し、外部弁理士には依頼していない	11	2.6%	2	1.6%
5 複数の異なる社内人材が各段階を担当し、同一の外部弁理士が全段階を支援する	15	3.5%	7	5.7%
6 複数の異なる社内人材が各段階を担当し、同一の外部弁理士が部分的に支援する	75	17.6%	6	4.9%
7 複数の異なる社内人材が各段階を担当し、複数の異なる外部弁理士が部分的に支援する	119	27.9%	10	8.1%
8 複数の異なる社内人材が各段階を担当し、外部弁理士には依頼していない	23	5.4%	6	4.9%
9 その他	3	0.7%	2	1.6%
10 わからない	9	2.1%	8	6.5%
無回答	4	0.9%	2	1.6%
回答者数	426		123	

別添

(共通アンケート)

問 弁理士制度全般の見直しについて、最も当てはまると思われるものを3つ以内で選んでください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 見直す必要はない	102	23.9%	31	25.2%	139	5.3%
2 企業活動の国際化への対応の観点で見直すべき	185	43.4%	42	34.1%	1,116	42.3%
3 発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応の観点で見直すべき	58	13.6%	24	19.5%	620	23.5%
4 技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応の観点で見直すべき	53	12.4%	23	18.7%	493	18.7%
5 技術の高度化・複合化への対応の観点で見直すべき	93	21.8%	33	26.8%	393	14.9%
6 工業所有権法の周辺法分野への対応の観点で見直すべき	37	8.7%	12	9.8%	361	13.7%
7 試験や研修等による弁理士の質の担保の観点で見直すべき	138	32.4%	13	10.6%	970	36.8%
8 弁理士の数の適正化の観点で見直すべき	61	14.3%	8	6.5%	1,433	54.3%
9 弁理士の業務範囲の拡大の観点で見直すべき	39	9.2%	14	11.4%	739	28.0%
10 その他	17	4.0%	12	9.8%	68	2.6%
無回答	4	0.9%	2	1.6%	20	0.8%
回答者数	426		123		2,637	

(共通アンケート)

問 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業		弁理士	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 現地代理人との意思疎通能力	296	69.5%	67	54.5%	1,984	75.2%
2 現地の代理人事情の詳しさ	81	19.0%	29	23.6%	352	13.3%
3 外国特許法や実務に関する知識	230	54.0%	54	43.9%	1,732	65.7%
4 外国法制度に適した実務管理能力(例えば、拒絶理由に対する期限管理)	83	19.5%	24	19.5%	497	18.8%
5 外国特許庁から拒絶理由通知等を受けたときの対処方法に関するアドバイス	232	54.5%	47	38.2%	1,328	50.4%
6 出願や、拒絶に対する応答のドラフト(草稿)の作成能力	116	27.2%	33	26.8%	844	32.0%
7 明細書や書類の翻訳の正確性	100	23.5%	24	19.5%	587	22.3%
8 特に期待していない	12	2.8%	5	4.1%	37	1.4%
9 その他	5	1.2%	3	2.4%	31	1.2%
無回答	1	0.2%	6	4.9%	17	0.6%
回答者数	426		123		2,637	

別添

(企業向けアンケート)

問 平成 20 年以降の試験合格者には、弁理士登録する際に弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させることを目的とする実務修習の受講が義務付けられました。平成 20 年以降に試験合格した弁理士に業務を依頼したことがありますか。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 依頼したことがある →問15-1に進んでください	101	23.7%	4	3.3%
2 依頼したことない	192	45.0%	92	74.8%
3 わからない(業務を依頼した弁理士が平成20年以降の合格者であるか不明である)	127	29.7%	23	18.7%
無回答	7	1.6%	4	3.3%
回答者数	427		123	

(企業向けアンケート)

問 平成 20 年以降に試験合格し、弁理士登録した弁理士の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを 1 つ選んでください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 以前と比べて能力が向上していると感じる	7	6.9%	0	0.0%
2 以前と比べて能力に変化はない	43	42.6%	2	50.0%
3 以前と比べて能力が低下していると感じる	17	16.8%	0	0.0%
4 その他	9	8.9%	0	0.0%
5 わからない	25	24.8%	2	50.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	101		4	

(企業向けアンケート)

問 「1. 以前と比べて能力が向上していると感じる」→(1)どのような面でそう感じますか。1 つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 実務能力(明細書の作成能力等)	3	42.9%	0	0.0%
12 工業所有権に関する法令の知識や理解	3	42.9%	0	0.0%
13 工業所有権に関する条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
14 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
15 その他	1	14.3%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	7		0	

別添

(企業向けアンケート)

問 「3. 以前と比べて能力が低下していると感じる」→(2)どのような面でそういう感じますか。1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 実務能力(明細書の作成能力等)	13	76.5%	0	0.0%
22 工業所有権に関する法令の知識や理解	3	17.6%	0	0.0%
23 工業所有権に関する条約の知識や理解	2	11.8%	0	0.0%
24 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
25 その他	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	17		0	

(企業向けアンケート)

問 平成20年以降、弁理士には、社会の様々な変化に対応できるように持続的に弁理士の能力を向上させる目的で、ユーザから信頼され続ける弁理士を養成することを目的とする継続研修の受講が義務付けられました。近年の弁理士(平成20年以降の合格者であるか否かにかかわらず)の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 以前と比べて能力が向上していると感じる	39	9.1%	7	5.7%
2 以前と比べて能力に変化はない	140	32.8%	19	15.4%
3 以前と比べて能力が低下していると感じる	46	10.8%	4	3.3%
4 平成20年以降、弁理士に業務を依頼したことがないので、判断できない	18	4.2%	8	6.5%
5 その他	14	3.3%	4	3.3%
6 わからない	169	39.6%	78	63.4%
無回答	1	0.2%	3	2.4%
回答者数	427		123	

(企業向けアンケート)

問 「1. 以前と比べて能力が向上していると感じる」→(1)どのような面でそういう感じますか。1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
11 実務能力(明細書の作成能力等)	15	38.5%	3	42.9%
12 工業所有権に関する法令の知識や理解	12	30.8%	2	28.6%
13 工業所有権に関する条約の知識や理解	0	0.0%	0	0.0%
14 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	9	23.1%	1	14.3%
15 その他	3	7.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	1	14.3%
回答者数	39		7	

別添

(企業向けアンケート)

問 「3. 以前と比べて能力が低下していると感じる」→(2)どのような面でそう感じますか。1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
21 実務能力(明細書の作成能力等)	35	76.1%	3	75.0%
22 工業所有権に関する法令の知識や理解	3	6.5%	0	0.0%
23 工業所有権に関する条約の知識や理解	2	4.3%	1	25.0%
24 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	4	8.7%	0	0.0%
25 その他	4	8.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	46		4	

(企業向けアンケート)

問 貴社の社員が弁理士試験に合格したことや弁理士登録していることについて、貴社内ではどのように評価されますか。下記選択肢の中から当てはまると思われるものを全て選び、番号に○を付けてください。なお、貴社の社員に弁理士試験に合格した者や弁理士がない場合には、貴社の社員が弁理士試験に合格した場合のことを想定して、回答してください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 弁理士試験に合格したことは肯定的に評価される	225	52.8%	48	39.0%
2 弁理士試験に合格した後、弁理士として登録していることは肯定的に評価される	109	25.6%	25	20.3%
3 弁理士試験の合格や弁理士登録は個人の評価には影響しないが、組織としてそのような知財人材が増えることは肯定的に評価される	125	29.3%	18	14.6%
4 弁理士試験の合格や弁理士登録は社内での評価に影響しない	68	16.0%	8	6.5%
5 その他	8	1.9%	6	4.9%
6 わからない	42	9.9%	41	33.3%
無回答	1	0.2%	2	1.6%
回答者数	426		123	

別添

(企業向けアンケート)

問 弁理士の専門分野（特許／意匠／商標等）の特化についてどう思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 専門分野に特化した弁理士が望ましい	125	29.3%	36	29.3%
2 専門分野に特化せず、工業所有権全般について手続代理等ができる弁理士が望ましい	39	9.2%	18	14.6%
3 専門分野に特化した弁理士と工業所有権全般について手続代理等ができる弁理士が混在しているのが望ましい(必要に応じて使い分ける)	235	55.2%	54	43.9%
4 その他	4	0.9%	1	0.8%
5 わからない	21	4.9%	13	10.6%
無回答	2	0.5%	2	1.6%
回答者数	426		123	

(企業向けアンケート)

問 弁理士の数が9,600人超に増加したことをどのように評価しますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

	知財協		中小企業	
	件数	割合	件数	割合
1 影響ない	126	29.6%	29	23.6%
2 選択肢が増えたので良かった	88	20.7%	25	20.3%
3 競争で弁理士が良くなつたので良かった	46	10.8%	16	13.0%
4 良くない弁理士が増えたので良くなかった	58	13.6%	7	5.7%
5 良い弁理士と悪い弁理士に二極化したので良くなかった	38	8.9%	6	4.9%
6 平均的にはサービスが良くなつたので良くなかった	49	11.5%	15	12.2%
7 平均的にはサービスが悪くなつたので良くなかった	14	3.3%	2	1.6%
8 その他	24	5.6%	2	1.6%
9 わからない	96	22.5%	48	39.0%
無回答	3	0.7%	2	1.6%
回答者数	426		123	

(弁理士向けアンケート)

問 あなたの事務所で現状の業務を適正に処理する上で、事務所の弁理士数をどのようにするのが適切と思われますか。下記選択肢の中から当てはまるものを1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
1 現在よりも弁理士数を増やす	352	40.6%
2 現在の弁理士数でよい	449	51.8%
3 弁理士数を減らしたい	66	7.6%
回答者数	867	